

史標 68

ISSN 1345-0522

O. D. A.「史標」出版局

2021 年 1 月号

"SHIHYOU" 68
January 2021 (published 25th January 2021)
ISSN 1345-0522

Editorial board: Ryo IWAI, Kota SUGIMOTO, Shun TANEDA
Laboratory of Architectural History
School of Creative Science and Engineering, Waseda University
O. D. A. "SHIHYOU" publishing

Room 8F-10, Okubo 3-4-1, Shinjuku, Tokyo 169-8555

TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

目次

Contents

* * * * *

現代に蔓延る産業遺構

～秩父・武甲山を巡る信仰と産業の対立～

pp. 1-6

Industrial Remnants Spreading in Modern Times

～ The Conflict between Faith and Industry in Chichibu Mt.BUKOUZAN ～

小岩正樹研究室 修士 1 年 杉本功太

国威と国難の狭間で

日本統治末期の台湾に見る中小規模鉄道駅舎設計

pp. 7-18

Between National Crisis and National Prestige

Small-scale railroad station design in Taiwan at the end of the Japanese occupation

小岩正樹研究室 修士 1 年 原田佳典

インドシナの「歴史的記念物法」と「アンコール公園」の創設

pp. 19-28

The law on the historic monuments in Indochina and creation of "Angkor Park"

理工学術院総合研究所 研究員 黒岩千尋

ミャンマー・ピュー遺跡群およびバガン遺跡群の仏塔遺構

pp. 29-44

The Stupa Monuments of Citadel in Pyu Ancient Cities and Bagan, Myanmar

小岩正樹研究室 博士課程 成井至

* * * * *

後記・執筆者略歴

p.45

お知らせ

p.46

現代に蔓延る産業遺構

～秩父・武甲山を巡る信仰と産業の対立～

Industrial Remnants Spreading in Modern Times

～ The Conflict between Faith and Industry in Chichibu Mt.BUKOUZAN

小岩研究室 修士 1 年 杉本功太

1. はじめに

本稿は、自身の卒業設計である「石灰降る街～秩父武甲山を再考～」を計画するにあたっての埼玉県秩父市の現状や現地調査を基に、設計を提案するに至っての経緯をまとめたものである。そして埼玉県秩父市にある武甲山を一例に、世界中の現代に蔓延る産業遺構の今後の建築的活用方法や保存計画などを設計競技や思想を基に考察していくことを展望とする。

2. 埼玉県秩父市

秩父市は埼玉県の北西部に位置する市であり、人口は約 6 万人、面積は約 580km²の街である。地理としては、秩父山地に囲まれた秩父盆地を中心に街が築かれ、自然公園や川などに囲まれた自然豊かな土地であり、秩父・長瀬と言え埼玉県の中でも屈指の自然観光拠点として賑わいを見せる。また、秩父市を代表する秩父夜祭はユネスコ世界無形文化遺産に登録され、「日本三大曳山祭」の一つにも数えられるほど伝統と歴史



fig.1 武甲山

を重んじる地域であると言えよう。その他にも高度経済成長を期に、秩父市を代表する山「武甲山」の石灰を切り崩す鉱山産業によって支えられてきた背景がある。しかし、この「武甲山」は秩父市の神体山として信仰されてきたという歴史があり、秩父市にある数多くの祭りは武甲山を祀る山岳信仰を基に誕生してきた。

そこで本稿では、信仰、産業の 2 つの観点から秩父市の立ち位置を理解していこうと考える。

3. 秩父市の武甲山信仰

秩父市の数多くの祭りや行事はその数大小合わせて約 400 つあるとされている。その中でも有名な祭りは、「秩父のまつり廻廊 (fig.2)」として秩父まつり会館に大きく紹介されている。秩父はこのような年間を通してほぼ毎日と言っていいほど祭りを行う信仰深い歴史ある土地であることが窺える。その中でも武甲山への山岳信仰と関係するものが多くあり、秩父地域の 1 年間の信仰はこの山岳信仰の循環的な構造の中で構成されているのだ。このことに関して、笹久保氏は次のように示している。

「秩父夜祭りにおいては、さらに密接に武甲山と秩父の信仰的な関係性を見ることができる。秩父夜祭はその歴史の中で信仰が複雑に絡まっていてわかりにくい部分もある。しかし、春の御田植祭で里に降りて来た武甲山の山の神が里にて田の神となり農耕を見守り、その神を冬

(秋)の秩父夜祭りで山に送り返すというのがこの祭りのプリミティブな構造にある。つまりこの祭りの起源は原始的な農耕民の民間信仰の形式が残る祭りだと言えよう。また、山の神が山から降りて田の神になりその神をまた山に返す、という信仰は循環再生的な思想でもあり、里の人々が武甲山という神的存在を崇拝する山岳信仰である。本質的には「山の神が降りて来る」というよりは山の神を里にお迎えするというのが正しいのだが、さらに言えば、山から里にお迎えした神が田から離れないようにするのが農耕民にとっての祭りの本質(呪術)である。」

※ 1

所謂山岳信仰の構造である、年の初めに山の神を地上にお迎えし、田の神として豊穡を願い、年の終わりにその神を山へ還すという構造がこの秩父地域には隠されていることが窺える。単純に祭りが多いということではなく、秩父地域の本質的な信仰構造はこの山岳信仰を軸に構成されており、年間を通して武甲山を祀っているという意味では非常に武甲山と秩父地域は密接な関係にあると言えよう。そして、その信仰の対象とされている武甲山の山の神は大蛇である。

秩父のまつり廻廊



fig.2 秩父祭り廻廊

武甲山の神について笹久保氏は次のように言及している。

「武甲山の北斜面には武山という地域があり、そこには大蛇窟と呼ばれる湿地帯の窟地がある。神話によれば大蛇窟は武甲山の大蛇(神)が籠る聖域であるとされ、この湿地帯こそ秩父の水源地であるとされてきた。(省略) 秩父神社表参道近くの番場町には諏訪神社の存在が挙げられる。武甲山の神は大蛇であり、その本妻はこのお諏訪様である。神話によれば秩父夜祭りは、武甲山の大蛇が秩父神社の妙見様と年に一度の逢い引きをするお祭り」とされている。」※ 2

武甲山の山の神・大蛇は田の神として地上にお迎えし、そして年の最後である秩父夜祭で武甲山へと還す。その終着点となる神社が秩父神社であり、市街地と山の関係性が色濃く確認できた。しかし、秩父神社の社殿は武甲山に向いているという事実はあるものの大蛇が住むとされる大蛇窟がどこにあるのか正確に把握されていない。つまり、秩父地域はその長い歴史の中で、

秩父市街地と田・畑の都市計画にも山岳信仰の構造が確認できる。基本軸である「山・市街地・田」は、「神の住む地・人が住む地・人気の少ない地」と言い換えることができ、これらの配置関係は右の図のようになっている。図の下に武甲山があり、その上には市街地が広がり、それをさらに囲むように田や畑と言った自然が広がっている。筆者も実際に秩父へ訪れ、このような配置計画をしていることを現地で感じていた。この都市計画から「山の神」が「田の神」へと変化することを物語っており、循環している構造が秩父の都市計画にも現れている。この考察についてはあくまで個人的な推測と調査にて感じたことであるため、更なる調査や検証・考察が必要になってくると思われる。



fig.3 秩父配置図



fig.3 秩父配置図

秩父地域の鉾山産業は武甲山を切り崩して石灰を産出する産業である。武甲山に転機が訪れたのは、大正 12 年の秩父セメント創業と翌年の武甲山における三輪採石場出鉾開始であったとされている。高度経済成長期には大量の採掘が行われ、急激に山の形は変貌を遂げ今に至る。現在もほぼ毎日 12:30 に爆破が行われ、その音は秩父地域に大きく鳴り響いている。筆者も現地を訪れた際、秩父から少し離れた大野原という場所でもその音は鮮明に確認できた。このことについて笹久保氏は「12 時 30 分に響き渡る武甲山が爆破されるダイナマイトの音は、小学生や中学生にとってのお昼のチャイム代わりであり、この発破が聴こえたら「あ、お昼だ。あと 10 分で授業が終わる」と感じていた。実際、筆者にとって武甲山はその程度の存在でしかなかったし、今の子供たちにとっても事態はそう大きくは変わらないだろう。」※ 3

このような現状はあるものの、鉱山産業によって潤っているのも事実である。セメント会社の立地は企業城下町秩父市の近代化に大きく貢献しており、鉄道は敷かれ、観光業として現在も多くの人々を誘っているのも、この武甲山の鉱山産業のおかげと言っても過言ではない。

武甲山の地質は特殊であり、山の半分は石灰岩、もう半分は緑色岩類で構成されている。詳細は下の fig.4 を参照。武甲山の内部にはトンネルや立坑といった産業による穴がいくつも空けられており (fig.5)、いくつもの工程を踏まえて工場へと運ばれる。昔はベルトコンベアで工場まで運ばれていたようであるが、現在は山の麓まで石灰を落とし、そこからトラックで工場まで運んでいる。このような武甲山の資源配置の特質上、山を切り崩すのは

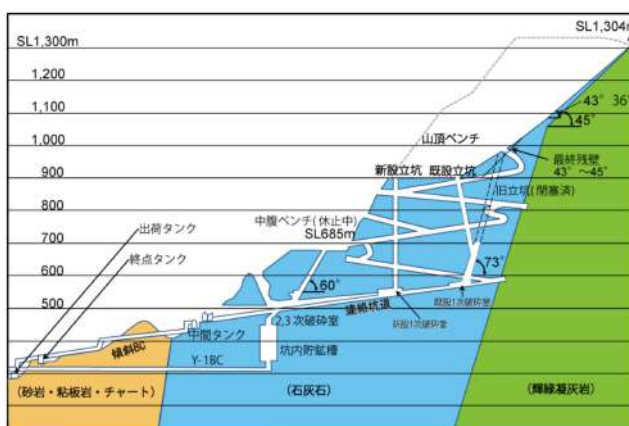


fig.5 武甲山産業断面図

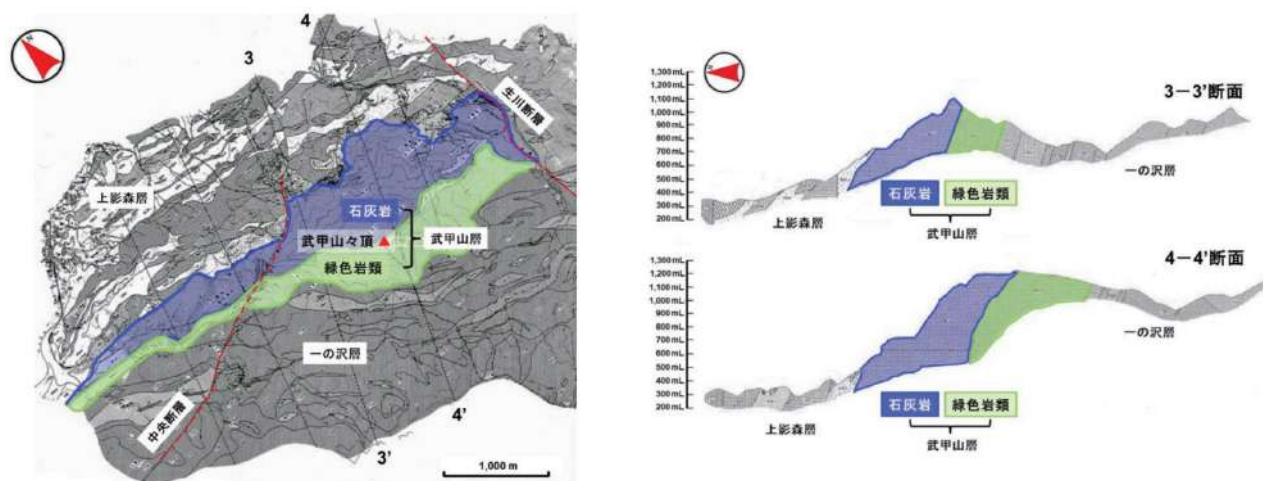


fig.4 武甲山地質断面図

片側だけとなり、その光景は極めて稀な山の形状となる。最終残壁を山の最終防衛ラインとし、約 100 年後には片方は壁、もう片方は膨らんだ山の形状といった歪な山が完成するだろうとされている。自身の出身地である埼玉県上尾市からも武甲山は確認でき、もうすでにその歪な形状が完成されつつある。

現在も武甲山の採掘を行っている秩父太平洋セメントの本社・工場は秩父市街地から人里離れた大野原という場所にある。この工場は谷口吉郎が設計を行っており、日本建築学会賞や日本におけるモダン・ムーヴメント建築といった数多く受賞されている。現地見学はできなかったが、近くで見ると圧倒的な迫力とコンクリートの造形美が工場とは思えないほどに洗練されていると感じた。なぜ谷口吉郎が設計を行ったのか、武甲山の歴史や秩父の伝統を把握した上で設計に携わったのかまでは今回確認ができなかったが、今後この工場における更なる考察や分析がヒントとなるのではないかなと思う。

5. 秩父市と武甲山の関係性 – 信仰と産業の対立 –

以上武甲山の信仰と産業を確認した上で、その対立について明らかにしたい。

まず、武甲山の信仰について整理すると以下になる。

- ①秩父地域と密接な関係にある → 山岳信仰によって支えられてきた秩父
- ②武甲山の山の神は大蛇 → 大蛇が住むのは大蛇窪
- ③長い歴史の中で伝統のみが受け継がれ、歴史は受け継がれてこなかった背景

次に武甲山の鉱山産業について整理すると以下になる。

- ①大正 12 年から始まった産業で現在も 12:30 に山を爆破 → 市民は黙認あるいは無関心
- ②鉱山産業で潤っている秩父地域 → 鉄道・観光産業の発達
- ③半分で地質が変わる山の特質 → 100 年後には歪な山の形状

信仰と産業の整理と行った結果、信仰と産業の対立は間違いなく起こっていることが確認できた。しかし、秩父地域の信仰の構造はそれ自体がその本質的な意味や目的を見失っていることも確認できる。しかもこのことについて興味深い情報を手に入れた。

「先にも述べた武甲山の「大蛇窪」は神話としての聖地であるだけでなく、採掘が進む現在も

なお実在する場所である。武甲山中腹の武山と呼ばれる地域の標高 500m 付近に大蛇窪はある。この場所は現代の秩父地域にとっての宗教的聖地ではないためなのか今や完全に忘れ去られた場所になっている。いや、忘れ去られたところではない。この聖域、大蛇窪がある武山地域は 1982 年に秩父市がセメント企業に採掘権を譲渡しているのだ。つまり古代からの秩父の聖域は 1982 年に秩父行政から企業へ売られたことになる。これは秩父における歴史文化や信仰の観点から考えると、暴挙と言える。産業や工業が重要なのは理解できるとしても、この地を失うことは秩父における最も重要な信仰の拠点の一つを消滅せさせてしまうことさえを意味するからである。」※ 4

その聖域は正確に把握されていない上に、その聖域があるかもしれないとされる地区を企業に売ってしまったのである。武甲山を神に祭り上げたのは人間であるが、それをなかったことにしているのも人間であり、なんとも茶番であると思えない。とはいっても、神に祭り上げたことを証明しているのはその長い歴史 2000 年が物語っていることであり、それを破壊しているのはここ 50 年の話である。しかも最も問題なのはその破壊を全面的に否定したことなく、順調に契約が進み、今に至ったというところにある。

「武甲山の開発は、住民同士や住民と開発業者などの間で目立った大きな対立がないまま進んだことが特徴的といえる。私は論文を書き始めた当初、「国家政策的に一方的に行われた開発に対してなす術を持たない、可哀相な秩父民衆像」を抱いていた。しかし、実際はこの仮説と違った。変容した武甲山の姿に対して残念がる声は随所において拾うことが出来たが、開発を全否定する声は、調査不足もあるかもしれないが、結局聞くことが出来なかった。地元には利益がおりた点や、健康被害が起きなかった点、また 1970 年頃に起きた環境に対するパラダイム転換よりも前に開発が本格化したため自然破壊との認識がなかった点などが複合的に合わさった結果、反対運動が起きないまま今に至ったことが明らかになった。」※ 5

我々が住む社会は死者たちが築いた英知や歴史の上にあり、このことをなかったことにする行為は歴史・死者への冒瀆である。この行為によって秩父地域は現在は潤っているかもしれないが、100 年後にはその資源も尽き、衰退していくであろう。それは信仰を否定した秩父の選択であり、自業自得の未来であるかもしれない。もしもの話ではあるが、ゴルゴタの丘から石灰が採掘できたとしたらするだろうか、個人的意見だがしなないと思う。つまり秩父の信仰は形や伝統だけを重視してしまっていたことが原因であり、長い歴史を積むことが重要なのではなく歴史そのものを重要視すべきであったのだ。

【注釈】

※ 1…笹久保 伸 「秩父・武甲山論 その破壊と来るべき信仰に向けて」 頸城野郷土資料室学術研究部 研究紀要 Vol.1/No.8 2016.7.19

※ 2…同上

※ 3…同上

※ 4…同上

※ 5…辻本志郎 「開発をめぐる地域住民の対応～武甲山開発と、高尾山開発の事例から～」 2007 年度 小熊英二研究会 II

・ fig.1…筆者撮影

・ fig.2…筆者作成

・ fig.3…Google アースより引用

・ fig.4…山口梅太郎「武甲山における石灰石の協調採掘と秩父地区残壁研究会」 Journal of MMIJ Vol.134, No.6, 2018 より引用

・ fig.5…「秩父石灰工業株式会社」ホームページより引用 <http://www.titi-lime.co.jp/factory.html#:~:text=>

国威と国難の狭間で

日本統治末期の台湾に見る中小規模鉄道駅舎設計

Between National Crisis and National Prestige

Small-scale railroad station design in Taiwan at the end of the Japanese occupation

小岩研究室 修士 1 年 原田佳典

1. はじめに

台湾は日清戦争の結果日本に割譲され、1895 年から 1945 年まで、日本で最初の植民地として統治されたという歴史を持つ。日本の台湾統治において、国家によるインフラの整備 — 上下水道や交通網の整備はその重要な部分を占めていたことが知られる。

今回はこの日本統治時代の台湾におけるインフラ整備のうちでも、特に建築と関わりの深い鉄道駅舎に焦点を絞り、幾許かの考察を述べていきたいと思う。

疑問の発端は、ウェブ上に開設されている台湾の古写真アーカイブスで見かけた 2 つの建築であった。〈鳳林駅〉と〈壽豊駅〉、1930 年代後半に建てられたこれらの鉄道駅舎は、木造の駅舎本屋にコンクリートの車寄せを設けるという特異な形態を持っていた。

これらの建築の成立背景を知りたいと考え、私は台湾の鉄道駅舎建築の変遷を辿った。

既に多くの台湾人研究者が、日本統治時代に建てられた鉄道駅舎の設計について、その変遷や日本における駅舎建築との共通点・差異を研究している。また台湾におけるコンクリート建築を俯瞰的に論述する論文も多い。

いっぽうで既往研究で扱われる台湾の中小規模駅舎は、主要路線である縦貫線の主要駅駅舎や、あるいは数が多く日本内地との設計の関連性が強い中小規模木造駅舎に重点が置かれている。この範囲から外れるコンクリート造の中小駅舎建築や、地方路線の駅舎建築に関する言及はごく少ないものである。

2020 年のコロナ禍の情勢の中、現地台湾での資料蒐集は適わず、手元で探しえた資料のみを手がかりとしての執筆となった。資料不足、執筆者の理解の不足等、至らぬ点は多いかと思う。

しかし、今回の稿で述べる内容が、上記のようなこれまで言及されることの少なかった駅舎にまで考察の範囲を広げること、日本統治末期・戦時体制下という時代背景のもとに建設された駅舎の意義を検討することへの一助となれば幸いである。



fig.1 1970 年代に撮影された〈鳳林駅〉



fig.2 1930 年代に撮影された〈壽豊駅〉

fig.1 「鳳林車站 (1930 年代)」 - 花蓮在地文化記憶庫」花蓮縣文化局 <https://culture.hccc.gov.tw/zh-tw/archives/detail/space-1089> (2020.12.23)

fig.2 「壽豊車站 (1970 年代)」 - 花蓮在地文化記憶庫」花蓮縣文化局 <https://culture.hccc.gov.tw/zh-tw/archives/detail/space-1068> (2020.12.23)

2. 日本統治下の台湾における建築とインフラの整備

• コンクリート建築

日本統治時代の台湾では、建築や土木の分野で積極的にコンクリートが導入されていた。

一例を挙げるならば、1909 年には 2 階建て総 RC 造の〈台北電話交換室〉が完成しているが、これは日本内地における初の日本内地における初の総 RC 造事務所建築である〈三井物産横浜支店〉(1911) よりも早い竣工であった¹。以降、台湾では行政庁舎や病院、警察署、大学など統治政策上重要な施設で先行して RC 造が採用されていく。また〈亭仔脚〉と呼ばれる店屋建築でもコンクリートを用いるものが普及した。

このように台湾で内地よりも強くコンクリート建築が志向された理由として、台湾の気候・風土的な背景が存在したことが指摘されている。亜熱帯から熱帯に位置し降水量の多い台湾では、木造建築の腐朽やシロアリ被害が生じやすく、日本内地の技術で建てられた木造建築は損傷が激しかった。

内地に先駆けて RC 造が採用された台湾ではあるが、1930 年代以降は RC 造の柱梁の間を煉瓦で充填する「RC 補強煉瓦造」の建築が多く竣工するようになる。耐震壁を持たず、性能に劣る RC 補強煉瓦造が採用された理由として、戦時体制下の日本における鉄鋼の節約という点が指摘されている。

植民下の台湾において「内地」以上の統制が行われたことは想像に難くない。…(中略) …RC 補強煉瓦造や煉瓦造の耐震性がよくないことを分かっているながらも、戦時下という状況のためにその採用を推奨していかざるを得なく、多くの建物が RC 補強煉瓦造で建設された。²

戦時の台湾においては厳しい物資事情から、生まれえる建築についても制約が存在していたことがわかる。

• 鉄道

清朝時代(～1895 年)、台湾では既に約 100km の鉄道路線が敷設されていた。台湾の割譲とともにこれを引き受けた日本は、以降台湾における陸上輸送の要として鉄道整備を進める。

日本統治時代の台湾の鉄道網は、大きく二分されていた。一方は台湾北部・基隆から南部・高雄まで台湾島西側を走る「縦貫線」とこれに付随するいくつかの路線である。これらの路線は基本的に、内地の国有鉄道と同一の規格で整備された。



fig.3 日本統治時代末期の台湾の鉄道路線網

1 伊東孝 (2015) 「台湾と日本の近代インフラ整備に関する相互比較 - 技術・技術者・情報に焦点をあてて -」 産業考古学会 第 152 号

2 林裕昌、松村秀一 (2000) 「台湾における RC 構法の変遷に関する研究 - 終戦前について -」 1999 年度日本建築学会関東支部研究報告集 第 70 号

もう一方は台湾の東南部、花蓮～台東を結ぶ台東線であり、こちらは線路の幅が狭いなど、より簡易な規格で整備された。

日本統治時代、これらの台湾西部の鉄道網と東部の鉄道は双方とも台湾総督府鐵道部の管理下にありながら、相互に接続されておらず、路線網として独立していた。

またこのほかに、製糖業や林業を主目的とした産業鉄道が台湾各地で整備されていた。

3. 日本と台湾の国有鉄道における標準駅舎

・日本内地の国有鉄道における鉄道駅舎標準設計

戦前、日本内地の鉄道を管理していた機関は鐵道院 (1908-1920) および鐵道省 (1920-1943) である。ただし本論文では、これらを便宜的に (内地の) 国有鉄道として一括して扱う。

全国に拡大する鉄道網の建設を合理的かつ統一的に行うため、国有鉄道は鐵道施設の規格化、標準化を進めた。鐵道駅舎に関しても 1898 年の「鐵道工事設計参考圖面 停車場之部」以降、数度に亘って標準設計が定められることになる。鐵道駅舎の建築は、投資を集中させ個別の設計を施す一等・二等駅と、標準図を活用し規格的に整備を進めるその他の駅に大別されるようになる³。以下は既往研究⁴において示される鐵道駅舎標準設計の例である。

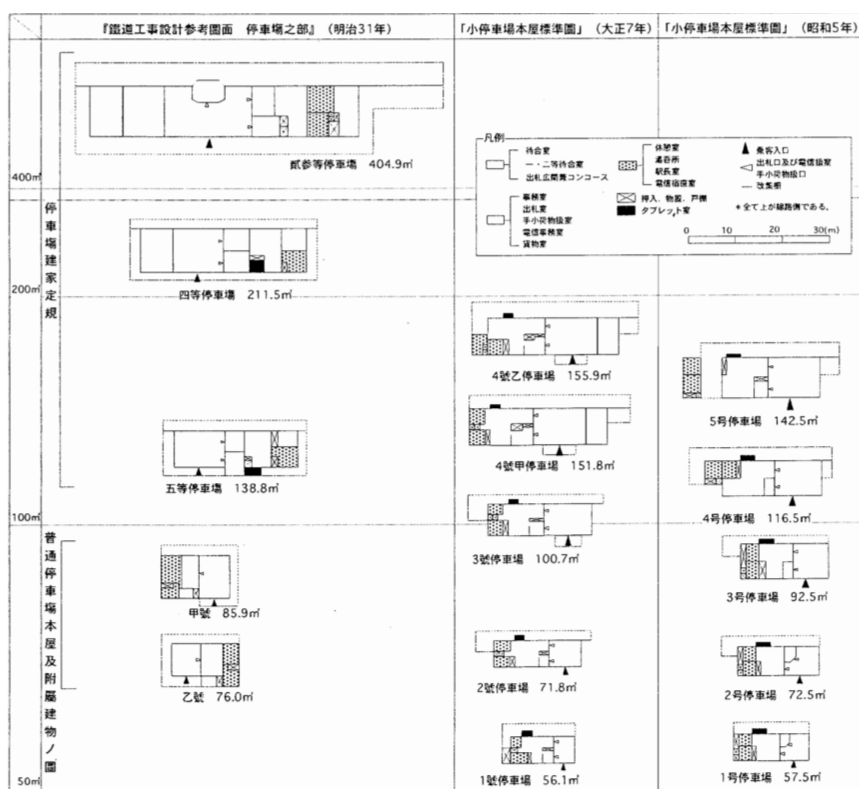


fig.4 内地の国有鉄道における鐵道駅舎標準圖の平面の変遷

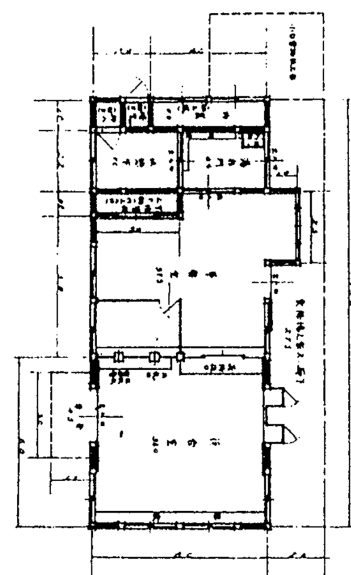


fig.5 「小停車場本屋標準圖」3 号型
平面圖 (昭和 5 年版)

3 加藤優平、平野勝也 (2015) 「戦前の国有鉄道における駅等級制度の運用実態」 景観・デザイン研究講演集 No.11

4 長尾篤、丹羽和彦 (2004) 「わが国近代における中・小規模駅舎の標準設計について」 日本建築学会九州支部研究報告 第 43 号

fig.4 長尾篤、丹羽和彦 (2004) 「わが国近代における中・小規模駅舎の標準設計について」 日本建築学会九州支部研究報告 第 43 号 p.580

fig.5 長尾篤、丹羽和彦、後藤隆太郎 (2003) 「佐賀県内に現存する中小の駅舎建築 - 当時の「標準図」との関係から -」

日本建築学会九州支部研究報告 第 42 号 p.595

・台湾の国有鉄道における鉄道駅舎標準設計

前述の通り、台湾西部の鉄道網では日本内地と同一の規格で車両や軌道が整備されていた。この鉄道網においては、駅舎を主とする鉄道建築も内地と類似のものが建てられたことが知られている。

大正時代の台湾で建てられた中小駅舎は、「小停車場本屋標準圖」を模範として、類似の駅舎図面を倣い建てられていたとされる⁵。建設の主体は台湾総督府鐵道部の工務課に属する設計係(設計)・営繕係(施工)であった。この時期の台湾で建てられた駅舎の例としては、〈談文駅〉〈大山駅〉〈新埔駅〉〈日南駅〉〈追分駅〉(いずれも 1922)などが挙げられる。

いっぽうで、台湾統治初期に日本の様式を流用して建てられた木造駅舎は、高温多湿による腐朽やシロアリの被害を受けるものも多かったとされる。

昭和期に入ると、台湾の技師は大部分の駅を自前で設計していくようになる。またこの時期には台湾総督府内での体制の変化に伴い、設計の主体は台湾総督府交通局鐵道部の建設改良課に移動している。実際に建てられた駅舎の例としては、〈香山駅〉(1927)や〈菁桐駅〉(1929)、〈集集駅〉(1930)などが挙げられる。



fig.6 〈追分駅〉(1922) 外観



fig.8 〈菁桐駅〉(1929) 外観

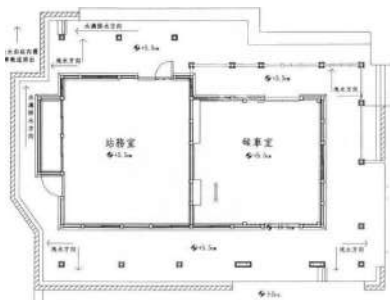


fig.7 〈追分駅〉(1922) 平面図

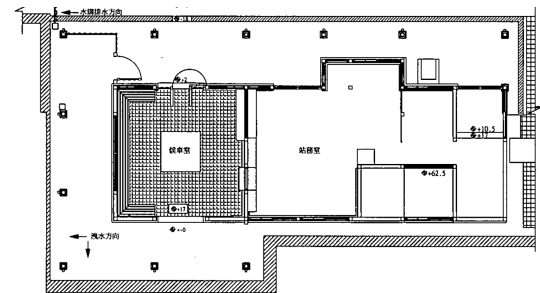


fig.9 〈菁桐駅〉(1929) 平面図

日本統治下の台湾で建てられた中小規模の鉄道駅舎では、平面計画において日本由来のものが踏襲されていた。この標準的な平面計画は、候车室(待合室)、站務室(業務空間)、信號室(信号操作室)が線路と並行に並ぶことから、台湾では「三段式平面」と呼称される。

一方で、部材や構造の面ではシロアリや地震への対策が進み、台湾の鉄道駅設計は日本内地とはやや異なった造りを持つようになる。その中でセメントブロック造、コンクリート造のような新技術も導入された。しかし昭和 15 年以降は軍需により資材確保が困難となり、新たに竣工する駅舎は再び木造主体となった。

次章ではこの、台湾独自の構造的発展とそれに伴う意匠の傾向に関して述べていく。

5 鍾心怡、徐福全(2008)『臺北縣縣定古蹟山佳車站調查研究及修復計畫』臺北縣政府文化局

fig.6-7 「臺中縣縣定古蹟「縱貫鐵路(海線)追分、日南車站」調查研究暨修復計畫」臺中縣文化局(2003) 図表付録頁

fig.8-9 「臺北縣縣定古蹟菁桐車站調查研究及修復計畫」臺北縣政府文化局(2007) p.23 および図表付録頁

4. 1930 年代前中期 - 台湾における鉄道駅への RC 造採用

・台湾での RC 造の発展と衰退

台湾の鉄道駅舎においては、他の公共建築物同様に RC 造の導入が進んだ。特徴的であるのは、台北駅三代目駅舎 (1941) など主要駅のほかに、縦貫線の中小規模の駅舎でも RC 造が採用されたことである。これは当時の日本内地とは異なる傾向であった。

中小駅舎において、木造以外の構造形式が採用された初期の例として〈山佳駅〉(1931) が挙げられる。山佳駅では壁面にブロック材と RC 柱梁を採用しながら、屋根架構は木造という過渡的な形態であった。いっぽうで〈二水駅〉(1933) 以降の駅舎は、陸屋根を含め建築全体が RC 造で建てられるようになる。以下にその形態を整理する。

tab.1 台湾西部の縦貫線およびその支線における、
1925 年以降に竣工した中小規模の鉄道駅舎の構造形式

・総 RC 造、陸屋根の例

- 〈二水駅〉(1933)
- 〈淡水駅〉(1935)
- 〈造橋駅〉(1935)
- 〈橋頭駅〉(1936)
- 〈銅鑼駅〉(1936)
- 〈大安駅 (泰安駅)〉(1937)

・RC 柱梁 + ブロック材、木造傾斜屋根の例

- 〈山佳駅〉(1931)
- 〈永康駅〉(1931)
- 〈永康駅〉(1931)
- 〈鳳山駅〉(1935)
- 〈新營駅〉(1936)
- 〈九曲堂駅〉(1941)
- 〈佳冬駅〉(1941)

また同時期に竣工した総木造の駅舎としては、以下のような例が存在する。

- 〈菁桐駅〉(1929)
- 〈集集駅〉(1930)
- 〈新北投駅〉(1937)
- 〈竹田駅〉(1939)
- 〈後壁駅〉(1943)
- 〈林鳳營駅〉(1943)

駅名	路線	竣工年	木造	組積造 混構造	総RC	備考
岡山	縦貫線	1925	●			
左營	縦貫線	1926	●			
香山	縦貫線	1927	●			
源泉	集集線	1927	●			
車埕	集集線	1927	●			
保安	縦貫線	1928	●			
湖口	縦貫線	1928	●			
楊梅	縦貫線	1929	●			
富岡	縦貫線	1929	●			
北勢 (豊富)	縦貫線	1929	●			
大湖	縦貫線	1929	●			
平溪	平溪線	1929	●			
菁桐坑 (菁桐)	平溪線	1929	●			
集集	集集線	1930	●			
平鎮 (埔心)	縦貫線	1930	●			
竹園	淡水線	1930	●			
崎頂	縦貫線	1931	●			
山佳	縦貫線	1931		●		
二水	縦貫線	1933			●	
二結	宜蘭線	1934	●			
瑛子腳 (内壠)	縦貫線	1934		●		
山崎 (新豐)	縦貫線	1934	●			
紅毛 (竹北)	縦貫線	1934		●		
竹南	縦貫線	1935			●	
後庄	屏東線	1935	●			
淡水	淡水線	1935		●		
造橋	台中線	1935			●	
橋頭	縦貫線	1935			●	
鳳山	屏東線	1935		●		
銅鑼	台中線	1936			●	
台南	縦貫線	1936			●	大規模駅
清水	縦貫線	1936			●	
大安 (泰安)	縦貫線	1937			●	
新北投	淡水線	1937	●			
竹田	屏東線	1939	●			
東港	東港線	1939	●			
林邊	屏東線	1940	●			
佳冬	屏東線	1941		●		
九曲堂	縦貫線	1941		●		
枋寮	屏東線	1941	●			
四城	宜蘭線	1941	●			
林鳳營	縦貫線	1943	●			
後壁	縦貫線	1943	●			
南靖	縦貫線	1943		●		
斗南	縦貫線	1945		●		

tab.1 以下の既往研究を参考に筆者作成

- ・周振綱 (2003) 「台湾鐵路現存日治時期木造車站建築」 國立屏東師範學院視覺藝術教育研究所 碩士論文
- ・陳怡玲 (2012) 「日治時期台灣西部鐵路車站平面空間形式組成之研究」 逢甲大學建築學系碩士在職專班 碩士論文
- ・「国家文化資産網」 文化部文化資産局 <https://nchdb.boch.gov.tw> (2020.12.23)

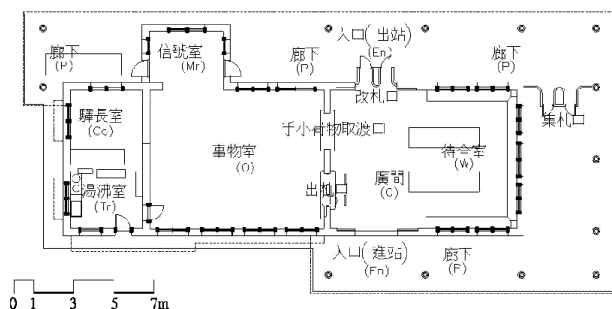


fig.10 二水駅 (1933) 平面図

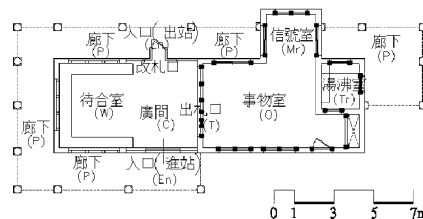


fig.12 山佳駅 (1931) 平面図



fig.11 二水駅 (1933) 外観



fig.13 山佳駅 (1931) 外観

RC柱梁と煉瓦やセメントブロックを組み合わせる構造形式は、先に紹介した「RC補強煉瓦造」と類似するものであるということが出来る。ここでは便宜上、この構造形式を単純に混構造と表記する。

上記の竣工年度の一覧から、台湾の中小規模駅舎の構造形式は木造→混構造→RC造と発展したのち、1930年代後半以降はRC造の採用が取り止められ、再び混構造・木造主体に回帰した状態を読み取ることが出来る。

1930年代の台湾で見られた混構造・RC造による中小駅舎の特徴は、日本内地の国有鉄道に由来する三段式平面の室配置を踏襲しながら、建築部材をコンクリート等に置き換えていったことである。このことから、当時の台湾総督府鐵道部は混構造・RC造の駅舎を、木造に替わる次世代の標準仕様として捉えていたことが伺える。この点が、後述する日本内地の鉄道におけるRC造駅舎の採用事情と異なる点である。

また曾憲嫻氏は既往研究⁶において、これらのRC造中小駅舎において壁式構造が採用されていたという特徴を指摘している。曾氏は壁式構造が用いられた理由として、「駅舎は大勢の人が出入するため、構造の安全性上、壁で囲まれた箱のような構造が耐震上よいという考慮により建てられた⁷」ことや「RC壁式構法」は土木建設に関連する営繕システムを通して台湾へ導入⁸されたことを考察している。

前述の通り台湾でのRC造建築は柱梁構造を主とするものであり、壁式構造で建てられたRC造中小駅舎は台湾内でも特に注目に値する建築である。

6 曾憲嫻 (2003) 「台湾における鉄筋コンクリート構築技術の地域的特徴の形成に関する史的探究」東京大学学位論文

7 同上 pp.86-87

8 同上 p.88

fig.10-12 陳怡玲 (2012) 「日治時期台灣西部鐵路車站平面空間形式組成之研究」逢甲大學建築學系碩士在職專班碩士論文 pp.44-47

fig.13 「臺北縣縣定古蹟山佳車站調查研究及修復計畫」臺北縣政府文化局 (2008) p. 彩-1



fig.14 三代目〈名古屋駅〉(1937) 外観



fig.15 〈社家駅〉(1926) 外観

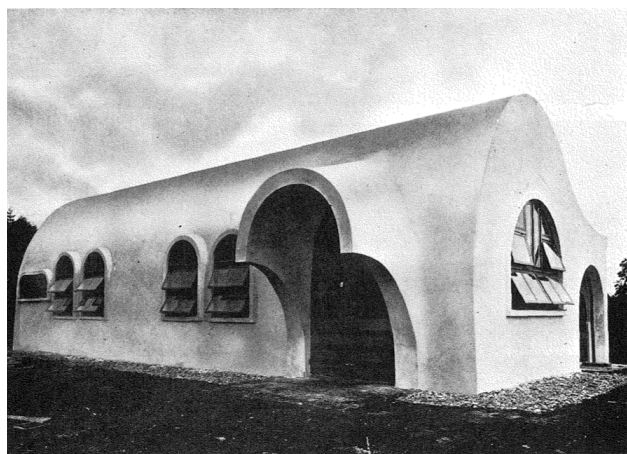


fig.16 〈野辺山駅〉(1933) 外観

・同時期の日本内地の国有鉄道との比較

ここで同時期の日本内地での鉄道建築におけるコンクリートの採用例を確認する。

戦前期日本におけるコンクリート造の鉄道駅舎は、主に関東大震災以降、首都圏を中心に普及した。例として〈新宿駅〉(1924)や〈上野駅〉〈御茶ノ水駅〉(いずれも 1932)などが挙げられる。また首都圏以外でも〈広島駅〉(1922)〈名古屋駅〉(1937)など RC 造駅舎の竣工が知られる⁹。しかし、基本的に RC 造は乗降客数の多い大規模な駅で採用される構造形式であった。

中小規模の鉄道駅におけるコンクリート造の採用例としては、〈社家駅〉〈倉見駅〉〈厚木駅〉(いずれも 1926)や〈野辺山駅〉(1933)が該当する。

このうち社家駅・倉見駅・厚木駅でコンクリート駅舎が建てられた理由としては、鉄道建設を担った相模鉄道が、元来相模川の砂利の運搬を目的として設立されたこととの関係が指摘されている¹⁰。

また野辺山駅は、曲面を積極的に用いる当時の駅舎としては異例のデザインで竣工している。竣工時の雑誌記事¹¹からこのデザインは、野辺山駅が日本で最も高い標高に位置し優れた景観を有する駅であるために、特別に施されたものであると判断できる。

総じて戦前期の日本において、鉄道駅舎でのコンクリート造の採用は立地面あるいは鉄道経営面での特徴などから生じる特例的なものであったと読み解くことができよう。

9 佐々木元、佐藤大作、小沢朝江 (2013) 「鉄道省における営繕組織と駅舎意匠の設計体制」日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)

10 「週刊 JR 全駅・全車両基地 no. 3 (横浜駅・鎌倉駅・社家駅ほか / 鎌倉車両センター橋本派出所ほか)」週刊朝日百科 (2012) p.11

11 「小海線野辺山停車場」土木建築工事画報 第 11 巻 10 号 (1935) pp.160-161

fig.14 佐々木元、佐藤大作、小沢朝江 (2013) 「鉄道省における営繕組織と駅舎意匠の設計体制」日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道) p.934

fig.15 「週刊 JR 全駅・全車両基地 no. 3 (横浜駅・鎌倉駅・社家駅ほか / 鎌倉車両センター橋本派出所ほか)」週刊朝日百科 (2012) p.11

fig.16 「小海線野辺山停車場」土木建築工事画報 第 11 巻 10 号 (1935) p.160

5. 1930 年代後期 - 日本統治末期の台湾の駅舎

・鉄道と国難 — 資材不足と木造駅舎への回帰

台湾における RC 造中小駅舎は、1933 年から 1937 年にかけて 7 件が集中的に竣工している。しかしこれ以降の中小規模の鉄道駅舎では、RC 造のものは見られなくなり、構造形式は混構造や木造へと回帰している。

一度は RC 造に舵を切った鉄道駅舎の造営が再び木造に戻った原因としては、前述の通り戦時体制下における物資の不足が主たるものであると考えられる。

既往研究¹²では実際に 1937 年以降の台湾建築会誌では鉄鋼節減に関する記事が繁々見られることが指摘されている。1938 年の誌面には「建築用鋼材の節約法」という記事が掲載されており、また 1939 年以降は RC 補強煉瓦造以外の RC 造建築が台湾建築会誌に建築事例として紹介されることもなくなったことが明らかになっている。

これらのことから、この時期に RC 造鉄道駅舎が見られなくなった理由として、内地から輸入していた鉄鋼等の物資が不足したという事情が存在することは確かであろう。

・台東線の二つの駅舎 - 鳳林駅と壽豊駅

1930 年代後半、台湾の物資事情が悪化し鉄道駅の建築材料が木造に戻される中、一風変わった設計をもって竣工した 2 つの鉄道駅があった。これが冒頭に述べた、台東線の〈鳳林駅〉(1936)と〈壽豊駅〉(1937)である。

これらの 2 つの駅に関して今日残されている資料は多くないが、写真からはどちらも木造の駅舎にコンクリートの車寄せを持つ特殊な形態であることが伺える。ここからは両駅の形態に焦点をあて、その誕生の因子を探りたい。

まず、駅舎本屋の木造建築部分に関して考察する。

鳳林駅・壽豊駅は、台湾東南部の台東線の駅である。台東線は、既に述べた通り台湾西部の縦貫線に比べて軽便な規格で整備されており、輸送量も少なかった。台東線の変遷を研究した謝明哲氏は、その日本統治時代の建設の特徴について以下のように述べている。

台東線の建設は地理条件の影響や気候・自然災害の他にも、労働力の大幅な不足、物資供給の不便といった要素や工程上の困難に阻害され、かつ総督府の財政難も工程の進度を遅らせる原因となった。施工品質の観点から言えば、台東線は西部の縦貫線と同じく「速成主義」の産物であり、台東線の第一期工事で採用された線路は 2 フィート 6 インチ (762mm) の軽便鉄道で、施工品質は相対的に悪かった。¹³

当時の台湾統治におけるインフラ整備の顔でもあった縦貫線では、総 RC 造駅舎や混構造駅

12 林裕昌、松村秀一 (2000) 「台湾における RC 構法の変遷に関する研究 - 終戦前について -」 1999 年度日本建築学会関東支部研究報告集 第 70 号

13 謝明哲 (2015) 「台湾鐵路改線變遷之研究 - 以台東線為例」 國立東華大學臺灣文化學系碩士論文 p.16 邦訳：原田佳典

原文：「台東線の興築除了受到地理條件的影響，以及氣候多天然災害之外，勞力甚至嚴重不足，物資供給不便等因素也造成工程上的困難與阻礙，而總督府的財政困難也是工程進度落後的原因。從施工品質的角度來審視，台東線與西部縱貫線同為「速成主義」之產物，台東線第一期工程建設時的鐵軌使用 2 呎 6 吋 (762 公釐) 的輕便鐵路，施工品質相對地不佳。」



fig.17 1970年代に撮影された〈鳳林駅〉



fig.19 1930年代に撮影された〈壽豊駅〉



fig.18 1940年頃に撮影された〈鳳林駅〉

舎のような投資が行われていた。しかし縦貫線でも、都市部から離れた駅では RC 造が採用されずに在来の木造駅舎が建てられる事例もあった¹⁴。ましてや台東線では、総 RC 造のような投資は避けられるものであっただろう。加えて 1930 年代の建築資材節約の観点からも、〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉の駅舎本屋が木造で建てられたことに関しては合点のいくものである。

いっぽう、両駅のコンクリート造の車寄せに関しては未だ謎が残るものである。

日本内地、台湾ともに、木造駅舎の車寄せは同じく木材で作られるのが一般的である。このように駅舎本屋から極端に独立した意匠の車寄せを持つ駅舎建築に関して、筆者は他に例を知らない。〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉のコンクリート造の車寄せは、どのような事情から制作されたものであろうか。

・鉄道駅舎における車寄せ

藤井耀午氏は日本の内地の中小規模駅舎に対して、その車寄せの意義を以下のように述べている。

これは当時駅舎が「都市や町の表玄関であり、またシンボルとしての存在意義をもっていた」ことを考慮すると、建物の正面性を明示して立派に見せるため、車寄せを設けることは必然であったと考えられる。¹⁵

14 陳怡玲 (2012) 「日治時期台灣西部鐵路車站平面空間形式組成之研究」逢甲大學建築學系碩士在職專班碩士論文 p.23

15 藤井耀午、清水隆宏 (2017) 「岐阜県における木造駅舎に関する研究 - 標準図との関連と外観形状について -」

日本建築学会大会学術講演梗概集 pp.153-154

fig.17 「鳳林車站 (1930 年代) - 花蓮在地文化記憶庫」花蓮縣文化局 <https://culture.hccc.gov.tw/zh-tw/archives/detail/space-1089> (2020.12.23)

fig.18 「鳳林火車站 - 花蓮在地文化記憶庫」花蓮縣文化局 <https://culture.hccc.gov.tw/zh-tw/archives/detail/artwork-6708> (2020.12.23)

※ 当該写真はデータベース上では戦後の撮影となっているが、駅舎車寄せに日章旗が掲揚されていることから 1940 年頃の撮影と判断した

fig.19 「壽豊車站 (1970 年代) - 花蓮在地文化記憶庫」花蓮縣文化局 <https://culture.hccc.gov.tw/zh-tw/archives/detail/space-1068> (2020.12.23)

また内地で中小規模の駅舎を新設する際、車寄せ部の設計は駅舎毎で比較的自由度が大きく、標準図の範疇を越えて地域性などの意匠を反映しうる部分であったことが、複数の既往研究¹⁶¹⁷より知られている。

台湾の近代建築における車寄せを研究した洪添發氏は、その形状の変化と社会的意義に関して以下のように述べている。

亜熱帯・熱帯に位置する台湾の気候は、日本人にとって、住みやすい環境ではなかった。この気候・風土への対策が車寄せを生み出した最初の要因である。のちに、車寄せは政治的な意図をもって設計されるようになる。¹⁸

洪添發氏がここで述べる車寄せにおける政治的な意図とは、主に戦後台湾における「本土意識」、すなわち国民党を中心とする台湾の中国化政策に関連する部分が多い。しかし都市のシンボルとなる建築の「正面性を明示する」車寄せの部分が政治的な意図を持っていたという指摘は、示唆に富んだものである。

・コンクリート造車寄せの意匠

ここで〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉のコンクリート製車寄せの意匠に注目する。

柱部はいずれも単純な円柱や角柱ではなく、柱頭・柱身・柱礎それぞれの意匠を持つものである。これは同時期の縦貫線で建てられた総 RC 造中小駅舎の底部（回廊部）列柱に見られる意匠と類似している。

fig.20 は謝明峰氏によって作成された、台湾の RC 造鉄道駅における底部の列柱に見られる意匠の一覧である。〈鳳林駅〉の車寄せ柱部は〈鳳山駅〉や〈大安駅（泰安駅）〉の列柱と、〈壽豊駅〉の車寄せ柱部は〈二水駅〉や〈山佳駅〉（fig.13 参照）の列柱とそれぞれ類似する意匠であると見て取れる。また水平の屋根部には菱形模様を並べた幾何学的な装飾が施されていることが見て取れる。この意匠もまた、同時期に竣工している縦貫線の〈台南駅〉（1936）などに類似を見ることができる。

これらの点から〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉のコンクリート製車寄せは、同時期の縦貫線のコンクリート造駅舎（あるいは混構造駅舎）の意匠と連動していたことが読み取れる。

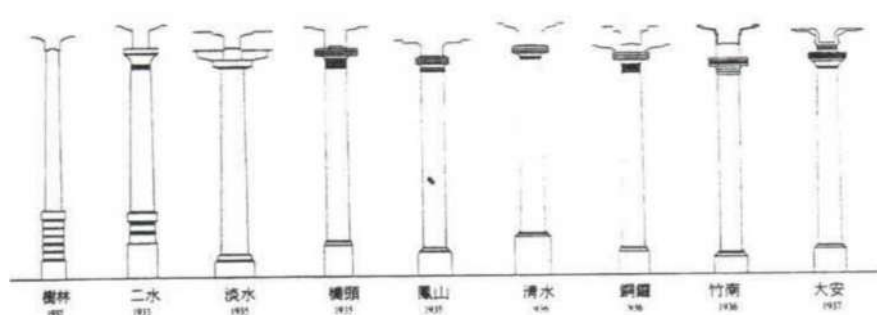


fig.20 台湾の総 RC 造中小駅舎における底部柱の意匠

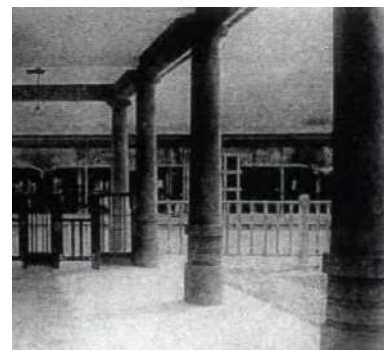


fig.21 〈二水駅〉における底部列柱

16 安高尚毅、平岡透 (2014) 「山陰木造駅舎に関する研究 3 JR 出雲横田駅について」産業考古学会 第 152 号

17 藤井耀午、清水隆宏 (2019) 「岐阜県における木造駅舎の基礎的研究 - 近代木造駅舎の建築的特徴 -」日本インテリア学会論文報告集 第 29 号

18 洪添發、波多野純 (1998) 「台湾の近代建築における車寄せの成立と様式」日本建築学会関東支部研究報告集 第 69 号 p.609

fig.20-21 「臺中縣縣定古蹟縱貫鐵路舊山線泰安車站調查研究暨修復計畫」臺中縣文化局 (2003) p.1-110

〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉が建設された 1930 年代後半という時期は、台湾西部の縦貫線においては既に総 RC 造の駅舎が「新しいスタイルの鉄道駅」として成熟していた時代でもあった。その先進的な意匠を、部分的であるとはいえ台東線の木造駅舎に導入しようという試みが〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉であったという解釈ができる。

・鉄道と国威－鉄道網を通した台湾の国威発揚

新たに駅舎を整備するにあたり、台湾総督府交通局鐵道部には鉄道建設を通して宗主国としての国威を保ちたいという思惑があったことが考えられる。植民地支配において、鉄道は統治の権力を地方まで行き届かせるための道具でもあった。その鉄道と各地域とを結ぶ駅が粗末な造りでは、宗主国としての威厳を保つことができない。

例えば、日本と台湾のインフラ整備を研究している伊東孝氏は、明治維新後の内地での鉄道整備について以下のように述べている。

この中で維新政府が最重要視したのが、鉄道である。日本にとっては初めての技術であり、技術内容も土木・建築、機械があり、マネジメントありで、ハードとソフトの技術を総合・統合化したのが、鉄道技術であった。鉄道網の建設は、徳川幕府に代わって新しい統治者の台頭を日本国民に誇示する役割も担ったのである。¹⁹

この旧支配者としての徳川幕府 - 新支配者としての維新政府という関係は、台湾における清国政府と日本政府（台湾総督府）という関係に相似するものであろう。

ここで、戦時下の台湾で活躍する鉄道車両の設計において国威の維持が意図された例を引用したい。建築設計に直接変わる内容ではないが、当時の台湾において鉄道インフラが担っていた国威発揚の役割を考えるためには有用であろう。

日中戦争（1937 年勃発）および太平洋戦争（1941 年勃発）に伴い、鉄道における資材難や生産技能者の不足が顕著となっていた。これを受けて日本内地の国有鉄道では 1938 年以降、貴重資材節約を目的とした代用材料が採用されるようになる。

一例として D51 型機関車の戦時設計（1942）では、原設計で金属製であった部品を木材で代用することで、機関車 1 両あたり鋼 12%(11t) 節減、銅 55%(1.3t) 節減、鉛 68%(0.8t) 節減を達成している²⁰。いっぽうで部材や工数の削減により、機関車が本来有していた曲線的な加工は省かれ、外観上の美麗さは減少した。

しかし、同時期に台湾向けに輸出された同型の機関車（D51 型、戦後は DT650 型と改称）では、この戦時設計が採用されず標準的な外観を保った姿で製造されたことが知られている。金属部品の木製への代替は行われず、1944 年製造分まで当初設計と外観上同一の工作を施した姿の機関車の製造・輸出が続けられた。

この理由の一説として、戦時設計の内地向け機関車は外観が劣るものであり、植民地台湾において宗主国が威厳を保つためには不適切なものであったためということが指摘されている²¹。

19 伊東孝（2015）「台湾と日本の近代インフラ整備に関する相互比較 - 技術・技術者・情報に焦点をあてて -」産業考古学会 第 152 号 p.3

20 久保田博（2001）『日本の鉄道車輛史』グランプリ出版

21 「DT650 実車について」南洋物産株式会社 <https://nanyochuto.jimdo.com/>（2020.12.23）

この車両設計の例から、台湾においても鉄道が、宗主国の統治力を国土全体に示すためのメディアとしての役割を持っていたことが読み取られる。

6. 鳳林駅・壽豊駅に見る日本統治末期の鉄道駅舎事情 — 国難と国威の狭間で

ここまで、日本内地と台湾の建築・鉄道事情を引用しつつ、〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉の特殊な造形の裏側にある歴史的、社会的背景を考察してきた。

〈鳳林駅〉〈壽豊駅〉は簡易な規格で整備された台湾南東部・台東線の途中駅として、1936年から1937年にかけて竣工した鉄道駅舎である。

この2つの駅舎の形態は、当時の台湾におけるいくつかの社会背景が反映されている。当時、台湾西部の縦貫線およびその支線では総RC造の駅舎が新技術として成熟しつつあったが、台東線ではそのような駅舎建築への投資を行いにくかったという地理的・経済的な背景。

また日本統治時代末期の戦時体制下で鉄鋼などの物資が不足し、総コンクリート造の駅舎を建造することが徐々に難しくなっていたという時代的な背景。

そして上記の物資を節約させようとする流れに反し、植民地台湾において鉄道が宗主国としての日本の国威を維持する役割を担っており、可能な限り威厳のある駅舎の整備が求められたであろうという政治的な背景。そして、その要請が「街の顔」となる駅舎建築の正面に位置する車寄せに反映されたという建築的な操作。

これらの状況や要請のなかでの苦心の設計が、〈鳳林駅〉と〈壽豊駅〉— 木造の駅舎本屋にコンクリート造の車寄せを組み合わせるといった異色の建築なのではないだろうか。

参考文献

・台湾の鉄道駅舎に関する既往研究

- 周振綱 (2003) 「台湾鐵路現存日治時期木造車站建築」 國立屏東師範學院視覺藝術教育研究所 碩士論文
 顏宏仰 (2007) 「日治時期鐵道建築繪圖法研究：以鐵道中小車站建築為例」 東海大學建築學系 碩士論文
 陳怡玲 (2012) 「日治時期台灣西部鐵路車站平面空間形式組成之研究」 逢甲大學建築學系碩士在職專班 碩士論文
 謝明哲 (2015) 「台灣鐵路改線變遷之研究 - 以台東線為例」 國立東華大學臺灣文化學系 碩士論文

・台湾の鉄道駅舎の調査、修理報告書

- 「臺中縣縣定古蹟縱貫鐵路舊山線泰安車站調查研究暨修復計畫」 臺中縣文化局 (2003)
 「臺中縣縣定古蹟「縱貫鐵路（海線）追分、日南車站」調查研究暨修復計畫」 臺中縣文化局 (2003)
 「臺北縣縣定古蹟菁桐車站調查研究及修復計畫」 臺北縣政府文化局 (2007)
 「臺北縣縣定古蹟山佳車站調查研究及修復計畫」 臺北縣政府文化局 (2008)

・日本の鉄道駅舎に関する既往研究

- 長尾篤、丹羽和彦、後藤隆太郎 (2003) 「佐賀県内に現存する中小の駅舎建築 - 当時の「標準図」との関係から -」
 長尾篤、丹羽和彦 (2004) 「わが国近代における中・小規模駅舎の標準設計について」 日本建築学会九州支部研究報告 第 43 号
 佐々木元、佐藤大作、小沢朝江 (2013) 「鉄道省における営繕組織と駅舎意匠の設計体制」 日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)
 安高尚毅、平岡透 (2014) 「山陰木造駅舎に関する研究 3 JR 出雲横田駅について」 産業考古学会 第 152 号
 加藤優平、平野勝也 (2015) 「戦前の国有鉄道における駅等級制度の運用実態」 景観・デザイン研究講演集 No.11
 藤井耀午、清水隆宏 (2017) 「岐阜県における木造駅舎に関する研究 - 標準図との関連と外観形状について -」 日本建築学会大会学術講演梗概集
 藤井耀午、清水隆宏 (2019) 「岐阜県における木造駅舎の基礎的研究 - 近代木造駅舎の建築的特徴 -」 日本インテリア学会論文報告集 第 29 号

・その他

- 洪添發、波多野純 (1998) 「台湾の近代建築における車寄せの成立と様式」 日本建築学会関東支部研究報告集 第 69 号
 林裕昌、松村秀一 (2000) 「台湾における RC 構法の変遷に関する研究 - 終戦前について -」 1999 年度日本建築学会関東支部研究報告集 第 70 号
 久保田博 (2001) 『日本の鉄道車輛史』 グランプリ出版
 曾憲燭 (2003) 「台湾における鉄筋コンクリート構築技術の地域的特徴の形成に関する史的研究」 東京大学学位論文
 伊東孝 (2015) 「台湾と日本の近代インフラ整備に関する相互比較 - 技術・技術者・情報に焦点をあてて -」 産業考古学会 第 152 号

インドシナの「歴史的記念物法」と「アンコール公園」の創設 The law on the historic monuments in Indochina and creation of "Angkor Park"

理工学術院総合研究所 研究員 黒岩千尋

近代以降、建築保存の理念化と実践、そのための制度づくりはあらゆる国家で試みられてきた。積み重ねの結果は現在の諸国の文化財保存理念に如実に現れているといえるだろう。カンボジア・アンコール遺跡群も例にもれず、1900 年代から今日まで日々の実践が蓄積されてきた。

私たちは現在、アンコールとは何かという問いに立ち、アジア古代の未解明の建築文化を理解するために最新の調査研究と保存修復を行っている。その立場からは過去の研究や修復に対してはクリティカルな判断が求められる。他方で自らの探求の端緒にある近代以降の調査研究や実践が、その時にどのような意義をもっていたのか、また、アンコールの遺跡保存に対する理念が如何に変容し現在へと影響をおよぼしているのかを理解することも必要だ。アンコール遺跡群の保存理念生成史を捉えるために、まずは本稿を通して近代期に整備された「歴史的記念物法」について検討したい。

1. アンコールの近代：フランスーインドシナーカンボジア

アンコールの近代、すなわち、遺跡群を有するシェムリアップがフランス保護下におかれた 1907 年が起点となる。遺跡の調査研究の仕組みや保全整備の法制度は、その前後の時期に急速に整えられていった。植民地の近代法は、フランス本国のものを適用しつつ、植民地政府であるインドシナ総督府の権限のもとに独自に導入されている。さらに制度の効力を保つために、カンボジアでは国王から国民に「王令」として総督府の決定事項が伝達されている。フランス本国ーインドシナ総督府、インドシナ総督府ーカンボジア国王の、いわば二重の政治体制により諸々の仕組みを構築し、流布したのである。

筆者は法体系の性質そのものを正面から論じることはできない。だが、本国の制度を植民地に導入する際の背景は、両者の比較により明るみにでる部分もあるだろう。中でも建築保存に対しては「歴史的記念物法」と称される制度がある。本国フランスでは 1887 年に同法が成立し、1913 年に改定。植民地インドシナでは 1900 年に導入、1924 年に改定された。本国での法制度の具体化と、植民地での実践はほとんど同時期に進行していた。むしろ、実践場としてのインドシナでの理念化の過程には本国に先行する考え方があった、という見方もある。両者の歴史的記念物法の比較検討から、アンコール遺跡群をはじめとするインドシナの遺跡群に対する保存理念の性質とその背景を読みとっていく。

2. アンコールの現代：国際協力による遺跡修復体制

具体的な検討に入る前に、現在のアンコールにおける建築保存の枠組についても、すこし脱線となるが触れておきたい。アンコールの現代は、内戦後の動乱のなか遺跡を国際協力によっ

て修復し、カンボジアを復興していこうという気運の高まりにその幕開きをみることができるだろう。1991年にパリ和平協定、1992年にUNESCO世界遺産登録、1993年に国際会議ICC-Angkorの枠組構築、1995年にカンボジア政府遺跡管理局であるAPSARA機構創設。90年代を通して遺跡救済のための国際的な体制づくりが迅速に行われた。

とりわけICC-Angkor (International Coordinating Committee) は現在、日本・フランス・中国・インド・ドイツなどの各国から10以上の修復隊が一堂に会し、修復実践による発見を共有しながら保存に対する共通理念を見出していく場となっている。アンコールの特質にあわせた修復方針をみんなで模索するのは、修復技術や理念に対する国ごとの認識の差もあり困難だ。だが、国際協力体制づくりへの志向は、近代の植民地支配化の体制とは大きく前提を異にする。

2012年12月、修復の指針である「アンコール憲章 (Angkor Charter)」が採択された¹。各国の代表とUNESCOから派遣されるアドホックエキスパートらが10年に渡り議論したこの憲章は、1964年のヴェニス憲章に対して相対的に修復や発掘に対する技術的指針に富んでいる。例えば、ヴェニス憲章では崩落部材を原位置につみ戻す「アナスティローシス」による復原に指示がとどまるが、アンコール憲章は解体再構築を条件付きで許容していることなどが指摘されている²。これは表層が石積み、中身が砂（版築土）という、高温多雨の気候にあわせて生じた特異な基礎構造をもつアンコール遺跡ならではの「構造の保存」を視野に入れた結果であり、国際的な一般性を有する憲章に対し、地域の固有性を踏まえた保存理念の構築プロセスの一環として理解することができるだろう。

3. フランスの「歴史的記念物法」の成立と改定

では、建築保存理念の黎明期、とりわけアンコール遺跡群がフランスの管理下におかれる前後の1900～1920年代に、インドシナで「歴史的記念物法」はどのような意義を有していたのだろうか。その前に、フランス本国での同法の整備過程をまとめたい。

フランスで建築保存に対する意識がどのように萌芽し保存制度が整備されたかは、すでに多くの論考が出されている。ここでは詳しくは触れないが、共通して述べられているのは市民革命以降に主要な教会建築の多くが公共化（＝国有化）し、国民共通のモニュメント（＝記念物）へと転じたことである³。1887年に成立したフランス最初の「歴史的記念物法」は、そのような背景を前提としている。「歴史的記念物法」すなわち「歴史的記念物に関する1887年3月30日法 (La loi du 30 mars 1887 sur les monuments historiques)」は、「国益 (l'intérêt national)」を有する建造物や美術品⁴を「歴史的記念物 (monument historique)」として登録し、保存するための手続きをとることができる点で、それまでにない新しいものであった。

この法律は26年後の1913年に改定を受けている。4章18条構成の1887年法に対し、1913年の改定法は6章39条構成。元の法律の欠落を大きく補うものであった。その改定の要因として、1905年に制定された「政教分離法」の影響が指摘されている⁵。政教分離（ライシテ）の原則により、公的な宗教予算の捻出は廃止された。それに伴い、教会の取り壊しや大幅な改築が行われることなく建築物を守っていくため、歴史的記念物として登録できるように法的整備が急がれたことが想定される。改定時、条文内の「国益」の語は「公益 (l'intérêt public)」

へと変更された。また、それまでは所有者の同意なしに登録することが難しかった私有地の建築についても、諮問機関である国務院（Conseil d'État）の判断を経て、登録がより強権的に適用されることとなった点も大きい。事前に国有化された建築のみならず、私有のものも含めて、歴史的・芸術的価値といった「公益」を有する建築物が網羅的に「歴史的記念物」として管理されるようになったのである。

4. インドシナの「歴史的記念物法」の成立背景

インドシナでは、1900 年 3 月 9 日に「インドシナの歴史的・美術価値を有する建造物と遺物の保存に関する法令（Arrêté relatif à la conservation en Indo-Chine des monuments et objets ayant un intérêt historique ou artistique）」が、本国法を元に策定された。本国の 1887 年法は前述のとおり 4 章 18 条構成、インドシナの 1900 年法は 4 章 23 条構成である。その章立ては前者が「歴史的又は巨石の不動産と記念物」「動産」「発掘」「アルジェリアと保護国のための特別条項」で、第四章の後に「暫定条項」の項目がある。後者が「インドシナの歴史的記念物と不動産」「動産」「発掘と発見」「一般条項」である。尚、1887 年法の第四章第一七条では、本国での措置を保護国へ拡張することが名言されている。

先行研究では、インドシナの法令の特徴として、本国の 1887 年法に比して、すでに「公益」の語を先取りで条文に用いていたことが指摘されている⁶。また、「フランス極東学院（Ecole française d'Extrême-Orient）長」が歴史的記念物の調査報告を行い、インドシナ総督が登録を決定するという仕組みを同法令で定めているが、総督や学院長が各決定に対して強い権限を有している点も特徴であるとされる⁷。

それぞれの第 1 条の記述を参照すると、違いは明らかである。以下に原文を引用し異なる表現の部分に下線を引いた。また、原文とともに筆者による和訳も掲載しておく。

フランス・1887 年法

第一章第一条⁸

Les immeubles par nature ou par destination dont la conservation peut avoir, au point de vue de l'histoire ou de l'art, un intérêt national, seront classés en totalité ou en partie par les soins du ministre de l'instruction publique et des beaux-arts.

（自然または用途が特定されている不動産であって、歴史または芸術の観点から国益となる可能性があるものは、公教育・美術省を通じて全部または一部を指定するものとする。）

インドシナ・1900 年法

第一章第一条⁹

Les immeubles par nature ou par destination, dont la conservation peut avoir, au point de vue de l'histoire ou de l'art, un intérêt public, seront classés, en totalité ou en partie, par arrêté du Gouverneur général, pris sur le rapport du Directeur de l'Ecole française d'Extrême-Orient et après avis de la commission permanente du Conseil supérieur de l'Indo-Chine.

（自然または用途が特定されている不動産であって、歴史または芸術の観点から公益となる可能性があるものは、フランス極東学院局長の報告を受け、インドシナ上級評議員常任委員会の審議を経て、総督の政令により全部または一部を指定するものとする。）

本国の 1887 年法の第一条では、「公教育・美術省 (ministre de l'instruction publique et des beaux-arts)」が記念物を指定するのに対し、インドシナの 1900 年法では「フランス極東学院長」の報告のもと、「インドシナ上級評議員常任委員会 (commission permanente du Conseil supérieur de l'Indo-Chine)」の審議を経て、「総督 (Gouverneur général)」の政令 (Arrêté) により指定を行うという手順の違いがある。「フランス極東学院」は、建築・考古・美術・言語といった分野の常設調査研究機関として、1898 年にインドシナ総督府のもとに設立された (名称は 1900 年 1 月に決定)。本国では、報告や審議を行う機関はどのような位置付けにあるのだろうか。以下に引用する条文は、私有地で歴史的記念物となり得る可能性がある建築物や遺物が発見された場合の手続きである。両者の文言を見比べてみると、その違いはわかりやすい。

フランス・1887 年法
第三章第一四条⁸

...Si la découverte a eu lieu sur le terrain d'un particulier, le maire en avisera le préfet. Sur le rapport du préfet et après avis de la commission des monuments historiques, le ministre de l'instruction publique et des beaux-arts pourra poursuivre l'expropriation dudit terrain en tout ou en partie pour cause d'utilité publique, suivant les formes de la loi du 3 mai 1841.

(...私有地で発見された場合は、コミューン長が地方長官に通知を行う。地方長官の報告を受け、歴史的記念物委員会の審議を経て、公教育・美術大臣は、1841 年 5 月 3 日の法律にもとづき公共の有益性の理由から、当該土地の全部または一部の収用を進めることができる。)

インドシナ・1900 年法
第三章第一六条⁹

...Si la découverte a eu lieu sur le terrain d'un particulier, il sera procédé de même, et le Gouverneur général pourra, sur le rapport du Directeur de l'Ecole française d'Extrême-Orient et après avis de la commission permanente du Conseil supérieur de l'Indo-Chine, poursuivre l'expropriation dudit terrain en tout ou en partie, pour cause d'utilité publique.

(...私有地で発見された場合は、同様の手続きを踏むものとする。フランス極東学院局長の報告を受け、インドシナ上級評議員常任委員会の審議を経て、総督は、公共の有益性の理由から、当該土地の全部または一部の収用を進めることができる。)

まず、建築物や遺物が発見された場合、公共・私有に関わらず、フランスではコミューン長 (maire de la commune) から地方長官 (préfet du département) へ、インドシナではコミューンレベルの当局 (autorité communale) から州の行政官 (administrateur chef de la province) への報告義務がある。ともに自治体の行政単位にもとづいている。一方で、私有地で発見された場合は、フランスでは地方長官の報告にもとづき歴史的記念物委員会 (commission des monuments historiques) という 1837 年に内務省に設置された専門機関が審議を行う。対してインドシナでは、専門機関であるフランス極東学院の報告にもとづき行政側のインドシナ上級評議員常任委員会が審議を行う。つまり、フランスでは行政から専門家に対して報告をあげ、インドシナでは専門家から行政を介して、歴史的記念物を指定する形式の違いがあった。

フランスでは、教会などはすでに国有地化され保存の対象物となっているものも多かった。そのため、それ以外の私有地の建築物に対して、地方行政から専門機関に議題をあげる形をとっ

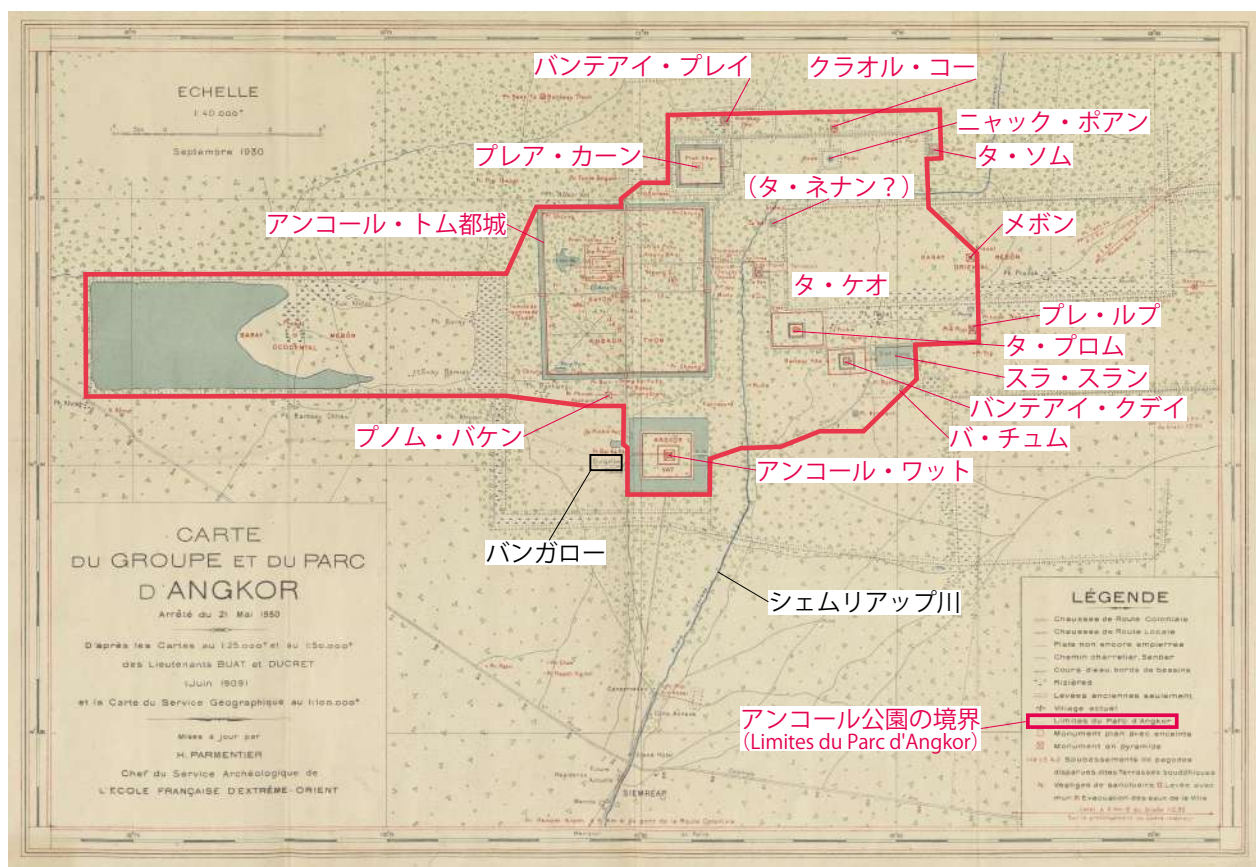


図1 1911年の王令で保護区域が制定された遺跡（赤字）と1925年「アンコール公園」の政令で指定された公園の境界（赤線）。

た。一方、インドシナ、とくにカンボジアでは、フランスの行政制度を導入するために、カンボジアの既存の行政単位とフランスのものを一致させ、地方の行政機構まで完全に整ったのは1921年のことであった¹⁰。そもそも本国のように、市民革命後に価値を有するモニュメントが国有化されたという史的背景はインドシナには存在しない。そのため歴史的記念物を指定していくためには、専門調査機関としてフランス極東学院の存在が大きかったことが考えられる。本国と植民地での建築保存のスタート地点は大きく異なっていたのである。

5. アンコール遺跡群の保護区域の制定

インドシナで1900年法が設立した当初、アンコール遺跡群が位置するシェムリアップは未だシャム領下であった。1907年に同地がフランス保護下となった後、フランス極東学院シェムリアップ事務所の設立はその年のうち、1900年法のアンコール遺跡群への適用は1908年のうちに早急に行われた。また、遺跡の目録化も学院長のルイ・フィノと調査員ラジョンキエールによって1900年に開始されている¹¹。この目録は、地理的に広範囲に渡るクメール寺院の構成や建築形式全体を把握し分類した資料性の高さから、歴史的記念物指定のために活用されただけではなく、現在もクメール研究の基礎的資料として評価されている。

アンコール遺跡群の保存制度を語る上で、1911年3月31日に公布された王令（Ordonnance Royale）の存在は大きい。この王令は目録化された遺跡のうち、とくに主要遺跡を保存するためにその周囲に保護区域を設けるというものであった。以下に王令の一部を訳出する。

カンボジア・1911 年 3 月 31 日の王令¹²

第一条（一部省略）

a) シェムリアップ川の右岸

1. シェムリアップを出発した後に発見された第 2 番目のサラ（＊筆者注：休息所のこと）からアンコール・トムに通じる道の両側に幅 100m の区域を設ける。
2. プノム・バケン
3. 以下の遺跡の周囲 200m の区域。アンコール・ワット、アンコール・トム、プレア・カーン、バンテアイ・プレイ；この区域は、遺跡の周壁または環濠がある場合はその外縁から測定する。

b) シェムリアップ川の左岸

1. 以下の遺跡を中心に上記で定められた 200m の区域。タ・プロム、バンテアイ・クデイ、スラ・スラン。
2. 以下の遺跡を中心とした 100m の区域。クラオル・コー、ニャック・ポアン、タ・ソム、タ・ネナン（＊筆者注：Ta Nenan、Ta Nei の表記誤りか。）、タ・ケオ、メボン、プレ・ルプ、バ・チュム。

第二条

これらの複数の境界線は、1900 年 3 月 9 日の政令のもと、歴史的または芸術的な観点から有益な記念碑や遺物の指定に関する条項により、フランス極東学院の管理下にあるものとする。

アンコール・トム都城のほか、アンコール・ワットやプレア・カーン、タ・プロムなど大規模な伽藍を有する遺跡の周囲には 200m、タ・ケオなど小規模な伽藍の周囲には 100m の保護区域が設けられている（図 1 参照）。現在の世界遺産のゾーニングのように、寺院が集まる都城周辺全体を面的に保護区域とするのではなく、あくまで記念物に指定した遺跡周辺への境界設定であり、点群としての保護区域であったことがわかる。

第二条では 1900 年の歴史的記念物法にもとづき、フランス極東学院が管理を行うことが述べられている。だが、1900 年法では保護区域や境界など、記念物の周辺を保護することについては記述が見られない。本国の 1887 年法も同様である。そのため、保護区域の境界自体は 1911 年の王令で独自に設定されたものと推測される。一方、1907 年発行の『フランス極東学院紀要』に掲載された学院長代理メートルの報告を見ると、すでにインドシナ総督へ「アンコール公園（parc d'Angkor）」と称する保護区域の設立が提案されていたことがうかがえる¹³。同文章では、保護区域の設立とともに、遺跡管理の提案も行っている。例えば、遺跡やその雰囲気壊すような周辺開発を行わないこと、当時アンコール・ワット周辺に点在していた僧侶が居住する小屋を一掃すること、遺跡を覆う植物のクリーニングや考古学的作業を行うこと、また、旅行者のためにアクセス性を向上し宿泊設備を整えること。これらの計画により「唯一無二の特質を有する考古とツーリズムの場¹³」を創出することを目指していたようだ。

3 月の王令は、カンボジア国王がカンボジア国の法制度として発令した。植民地政府としては、カンボジア理事長官府から同年 4 月 7 日に政令（Arrêté）として同じ内容が發布されている。何故、植民地政府としてではなく、王令として先に通達されたのだろうか。既往研究では、僧侶の立ち退きや指定区域をフランス極東学院の管理下におくという強制的な内容が含まれるため「国王を通じてカンボジア国民に法令遵守を徹底させる¹⁴」ことが王令の目的であったとされる。さらに個人的見解を付け加えるとすれば、1900 年法では述べられていない保護区域

の新設を独自に施行するために、まずはカンボジア王の王令として取り決めを行い、それを植民地政府令として追従する形式をとった可能性もあげておきたい。

6. インドシナの「歴史的記念物法」の改定

1913 年にフランス本国で「歴史的記念物法」が改定されたことを受け、インドシナでも 1924 年に改定法が制定されている。正式名称は「歴史的記念物の分類と保護に関する 1913 年 12 月 31 日法適用の行政規則を定める 1924 年 12 月 23 日法 (Décret du 23 décembre 1924 portant règlement d'administration publique pour l'application de la loi du 31 décembre 1913 relative au classement et à la protection des monuments historiques)」である。

インドシナ法改定の背景には、本国の経緯とは別に、アンドレ・マルローのバンテアイ・スレイでの盗掘が深く影響しているようだ¹⁵。1923 年に起きたこの事件は、本人が書いた小説『王道¹⁶』でもよく知られている。マルローといえば、シャルル・ド・ゴール政権下では文化大臣をつとめ、1962 年に「マルロー法¹⁷」と称される歴史的記念物を有する街区全体を保全する法律を立案したフランスの文化財行政の立役者でもある。しかしマルローは当時、1900 年法で指定されていなかったバンテアイ・スレイから多量の遺物を運び出したのである。これに対して 1924 年の改定法とともに、歴史的記念物の指定遺構数は大幅に見直された。結果的に、バンテアイ・スレイを含む 670 遺構が指定されたようである。その後、1930 年代にはカンボジアで初めて「アナスティローシス」を用いた修復が、バンテアイ・スレイで試みられた¹⁸。

では、インドシナにおける 1924 年改定法は、フランス本国の 1913 年改定法に対して、どのような差異や特徴があるのだろうか。1924 年改定法については、既往研究ではあまり扱われていない。そのため、まずはその内容をすこし丁寧に見ていきたい。

1924 年改定法は、当時のフランス共和国大統領ガストン・ドゥメルグ、植民地大臣エドゥアール・ダラディエの名のもとに制定されている。1900 年法はインドシナ総督ポール・ドゥメールによる発令のためアレテ (Arrêté) であったが、1924 年改定法は本国大統領による発令のためデクレ (Décret) の形式をとる。構成は本国の 1913 年改定法と同様に、「不動産」「動産」「歴史的記念物の保存と保全」「発掘と発見」「刑法上の規定」「様々な規定」の 6 章構成である。それぞれの条項数は表 1 のとおり。

表 1 1913 年改定法 (フランス) と 1924 年改定法 (インドシナ) の条項数

	1913 年改定法 (フランス)	1924 年改定法 (インドシナ)
- (章名称なし) ¹⁹	-	1
第 1 章 不動産	13	13
第 2 章 動産	11	7
第 3 章 歴史的記念物の保存と保全	3	1
第 4 章 発掘と発見	1	
第 5 章 刑法上の規定	7	7
第 6 章 様々な規定	4	3
合計	39	32

1913 年改定法の数条分を 1924 年改定法では一条としているものも存在する。そのため、条項数の差をそのまま両者の性質の違いといえる訳ではない。また、1887 年法と 1900 年法の性質はそれぞれに引き継がれている。例えば、本国では「公教育・美術省」が歴史的記念物

を指定するのに対し、インドシナでは「フランス極東学院」の報告を受け「総督」が指定するという仕組みは改定後も同様である。

だが、条文の内容を見比べてみると、本国の 1913 年法に対してインドシナの 1924 年法で明らかに独自に付加されている部分があることに気づく。次の節で詳しく見ていきたい。

7. 1924 年改定法におけるインドシナ独自の規定

本国の 1913 年改定法には記述されていないインドシナ独自の規定として、以下に 1924 年法の 3 つの条文を引用する。

インドシナ・1924 年法²⁰

第一章第一三条

...L'affichage est interdit sur les immeubles classés. Il peut être également interdit autour desdits immeubles dans un périmètre qui sera, pour chaque cas particulier, déterminé par arrêté du Chef de l'Administration locale, sur avis conforme du Directeur de l'Ecole Française d'Extrême-Orient.

(... 指定された不動産への看板の設置は禁止されています。また、地方行政長官の政令でフランス極東学院長の同意を得て決定される、各事例に応じた境界線内では、上記の不動産の周辺を使用することを禁止する場合があります。)

第二章第二一条

Le Gouverneur général de l'Indochine pourra exercer, au nom de la colonie, sur toute vente publique d'oeuvres d'art, un droit de préemption, par l'effet duquel il se trouvera subrogé à l'adjudicataire...

(インドシナ総督は、植民地の名のもとに美術品を公売する場合には、落札者に代わる先取特権を行使することができる。...)

第六章第三〇条

Le Gouverneur général peut établir un droit d'entrée pour la visite des musées, collections et monuments historiques classés. Il peut également décider que le droit de peindre, dessiner, photographier et cinématographier dans les musées, collections et monuments précités, donnera lieu à la perception d'une taxe spéciale. Le produit des taxes ainsi perçues sera versé au budget de l'Ecole Française d'Extrême-Orient pour être affecté au développement des collections et à l'entretien des monuments.

(総督は、博物館、コレクション、および指定された歴史的記念物を訪問するための入場料を設定することができる。また、前述の博物館、コレクション、記念物において、絵を描いたり、作図したり、写真を撮ったり、動画を撮影する権利として、特別税の徴収を決定することができる。これらの収益は、コレクションの開拓と記念物の維持管理に割り当てられるように、フランス極東学院の予算として組み込まれる。)

まず、第二一条について説明する。これは発見された美術品を公売する際に、総督が先取できるという権利である。本国の法律では公売といった語は確認されない。この文言は 1923 年にインドシナ総督が発令した古美術品販売合法化に起因することが考えられる。フランス極東学院が管理している遺物を、観光客や古美術商を相手に販売するということである。経緯は既往研究に詳しく述べられている。とくにフランス極東学院は、販売の主旨として『『盗掘の防止』や『クメール美術の国際的評価の獲得』に貢献する点などを挙げている。だが、その最大の目的は、極東学院の調査資金の調達にあった²¹』とのことだ。

さらに第三〇条は「コレクションの開拓と記念物の維持管理」を目的に、アンコール公園の

見物料および調査、写真撮影などの使用料を設定し、その収益をフランス極東学院の予算に組み込むという規定である。先ほどの古美術品販売に加え歴史公園化による経営的視点が盛り込まれている。さらには経営のみならず、調査や作図等の学術的観点からもフランス極東学院は特権的な立場にあることが明文化されたのである。

最後に第一三条について考察する。その内容からは今までの歴史的記念物法には見られなかった、遺跡周辺の保護に対する意識を読みとることができる。まず、記念物への看板などの掲示 (affichage) が禁止された。また記念物それぞれに設けた境界線 (périmètre) 内では記念物のみならずその周辺 (autour) もまた、保護対象と見做されている。

この頃、アンコール遺跡群の周辺では何が起こっていたのだろうか。

8. 「アンコール考古学公園」の創設と観光開発

改定翌年の 1925 年 10 月 30 日、「アンコール考古学公園創設の政令 (Arrêté portant création du parc archéologique d'Ankor)」が公布された²²。政令の第一条では保護区域を「アンコール公園」と称することが定められている。図 1 に公園の境界 (赤線) を示す。1911 年の王令では保護区域は遺跡ごとに点在していたが、1925 年の政令では面的な区域として再構成されている。政令からは範囲をどのように定義したかわからないが、境界線を見ると、まるで 1911 年の王令で指定した遺跡の外縁に定規で線を引いていったかのようなのである。

第二条以降では、公園への訪問許可証 (permis de visiter) の規定やその料金、ガイド、警備員などに関する事柄が定められている。同年 7 月にバタンバン理事官府 (Résident) からブノンペン理事長官府 (Résident Supérieur) へ宛てた公文書を読むと、これらの料金の規定は 1919 ~ 1923 年にフランス本国で制定された湯治場を管轄する法律に準拠しているようだ²³。フランスでは 1910 年に公共事業省内に観光局が設置され、観光行政が本格化された。その財源は政府からの補助金と観光地で徴収される滞在税があてられていた²⁴。このように、アンコール遺跡群では本国の観光政策をロールモデルとして、歴史的記念物法にその一部を反映しながら、遺跡保存と観光を両立する体制を組み立てていったのである。

アンコール遺跡群の周辺では観光客の滞在環境を整備するため、アンコール・ワット前の空地 (図 1 の「バンガロー」と表記された場所) に、1909 年には行政主導でバンガロー (Bungalow d' Angkor) の建設²⁵、1928 年には民間企業によるホテル建設²⁶が進められていた。しかし、1928 年のホテル建設に関しては、遺跡の壮麗さを損なうとしてフランス極東学院からインドシナ総督に対して嘆願書が出されている²⁶。建設地は保護区域外ではあるが、遺跡の雰囲気を守りながら、国際的な観光地を創造するため、建築物だけではなく周辺環境を含めた保存理念が早い段階から生じていたと結論づけることができるだろう。

本稿では、フランスとインドシナにおける「歴史的建造物法」の制定、アンコール遺跡群における保護区域と公園の設置過程を通じて、アンコール遺跡群が面として保存されるに至った経緯を確認した。その背後には、アンコールを学術かつ観光の拠点にするという大義のもと、保存・観光・経済を両立させるための植民地主義的戦略と、さらには建築物周辺の景観保存に対する意識の起端をみることができるだろう。

< 図版出展 >

図 1…"Carte du Groupe et du Parc d'Angkor", 1930, École française d'Extrême-Orient に筆者加筆。図版出展は以下のデジタルアーカイブ。(https://1886.u-bordeaux-montaigne.fr/items/show/70049)

< 注釈 >

注 1…「アンコール憲章」は以下の Web サイトに掲載。(http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/Phnom_Penh/pdf/angkor_charter_rev_jul_2014-en.pdf)

注 2…下田一太「アンコール遺跡群における標準的な修復仕様の模索」『世界遺産学研究』筑波大学人間総合科学学術院世界遺産学学位プログラム、vol.2、2016 年 11 月、pp.44-54

注 3…1789 年 11 月 2 日に教会財産を国有化する政令(Décret)が出された。土居氏はこの政令で宗教建築が国有化(＝国民共有の財産)されたことで、保存のための一連の動き(ヴィクトル・ユゴーらの提唱や保存運動など)が起こったとしている(土居義岳「建築の聖なるもの：宗教と近代建築の精神史」東京大学出版会、2020 年 1 月)。

注 4…「歴史的記念物」のカテゴリーには建造物(monument)以外に絵画や彫刻などの美術品が動産(objet mobilier)として含まれている。

注 5…Anne Fornerod, "Les Prémices d'une réforme de la protection des monuments historiques La loi du 9 Décembre 1905", 1913: Genèse d'une loi sur les monuments historiques, Comité d'histoire du Ministère de la Culture, La Documentation française, 2013, pp.70-78

注 6…池亀彰「パリ・インドシナ美術館—ムラージュと回復される時間」山路勝彦、田中雅一著『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会、2002 年 5 月、pp.391-412

注 7…藤原貞朗『オリエンタリスとの憂鬱：植民地主義時代のフランス東洋学者とアンコール遺跡の考古学』めこん、2008 年 11 月、pp.112-114

注 8…Journal Officiel de la République Française, Dix neuvième année N°89, Le N°30 c. avec les suppléments, 31 Mars 1887

注 9…Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 1, 1901, pp.67-79

注 10…薄さやか「カンボジア植民地期史料再考—理事長官文書を中心に—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第 10 号(通巻第 45 号)、2014 年 3 月、pp.65-80

注 11…Lunet de Lajonquiere, "Inventaire Descriptif des Monuments du Cambodge" Tome I/II/III, 1902-1912

注 12…Bulletin administratif du Cambodge, 1911, pp. 200-201

注 13…Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 7, 1907, pp.419-422

注 14…前掲書(注 7)、p.116

注 15…前掲書(注 7)、p.252

注 16…André Malraux, "La Voie royale", Grasset, 1930 (和訳本は「アンドレ・マルロー著、渡辺淳訳『王道』講談社文芸文庫、講談社、2000 年」など多数。)

注 17…正式名称は「フランスの歴史的、美的文化遺産の保護に関する立法を補完し、かつ不動産修復を促進するための法律(Loi n° 62-903 du 4 août 1962 complétant la législation sur la protection du patrimoine historique et esthétique de la France et tendant à faciliter la restauration immobilière)」である。

注 18…Bruno Dagens, "Angkor: La forêt de pierre", Découvertes Gallimard Archeologie, 1989, pp.175-176

注 19…インドシナの 1924 年改定法では第 1 章前に第 1 条として、1913 年改定法

注 20…Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 26, 1926, pp.525-535

注 21…前掲書(注 7)、p.316

注 22…Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, 1925, Tome 25, p. 628

注 23…"Création du parc d'Angkor: Rapport et correspondance", RSC 7781, National Archives of Cambodia, 1925

注 24…石井昭夫「フランス観光政策小史」『ホスピタリティ・マネジメント』vol.3、No.1、亜細亜大学経営学部 2012 年 3 月

注 25…"Ruins d'Angkor: Construction d'un Bangalow", RSC 676, National Archives of Cambodia, 1909

注 26…Gwendolyn Wright, "The Politics of Design in French Colonial Urbanism", The University of Chicago Press, 1991, p.196

ミャンマー・ピュー遺跡群およびバガン遺跡群の仏塔遺構

The Stupa Monuments of Citadel in Pyu Ancient Cities and Bagan, Myanmar

小岩正樹研究室 博士課程 成井 至

0. はじめに

古代ミャンマーでは、漢文史料中にみられる「驃」「剽」と表記される「ピュー族」による複数の城郭都市が建設されたことがわかっている。エーヤワディー川沿いに建設された城郭都市では、いずれも多数の都市痕跡および宗教遺跡群、考古学遺物が発見されており、東南アジア古代都市の中でも周辺国との影響力、都市の規模範囲、宗教遺構の密度は広範かつ強力な文化圏を形成していたと見なすことができる。一方で、アッサム・雲南・上ビルマなどとの交通の要路に存在していたビルマ族は、9世紀以降にピュー族城郭都市シュリクシュトラが衰微したことに伴って南下、イラワジ平野に進出する中で、ピュー族の文化を包摂しながら吸収、城市を形成し、アノーヤター王の時代(1044～1077)にバガン王国の首都として政治・文化の中心地となった^{注1}。バガン遺跡はエーヤワディー川の左岸に面し、長辺約1.2kmの都城跡に主要な遺跡群および行政施設・王宮などが置かれている。また、都城を中心とした半径約10kmの範囲には、3800を超える宗教遺構が密集しており、王族の造営事業のみならず、寄進行為による遺構の造営が短期間に行われた。したがって、バガンにおける宗教遺構に関する研究はバガン王朝だけでなく、前時代における一大文明ピューの変遷の中で考える必要がある。

ピュー時代の城郭都市の中でも一大都市といえるシュリクシュトラは、7世紀以降に隆盛を迎える。漢籍史料中にはシュリクシュトラに関する記述が為されている中で、四隅に仏塔が位置するという記述がみられる^{注2}。四隅の仏塔として比定される可能性が高いものは、Bawbawgyi Stupa、Payama Stupa、Payagyi Stupa、Mathigyagon Stupaであろう。これらの仏塔は他ピュー時代の城郭都市、あるいは用途・形式の異なる宗教遺構群の中でもとりわけ巨大で、城郭都市の領域を定めるかの如く配置されている。ミャンマー古代宗教遺構に関する研究は豊富とはいえず、仏塔に関する研究の多くはその平面・立面形式の類似性に着目した研究にとどまっているものが多い。本稿では、2019年に実施したバガンの仏塔遺構調査結果および2018年に実施したピュー古代都市遺跡における仏塔の調査結果を記す。

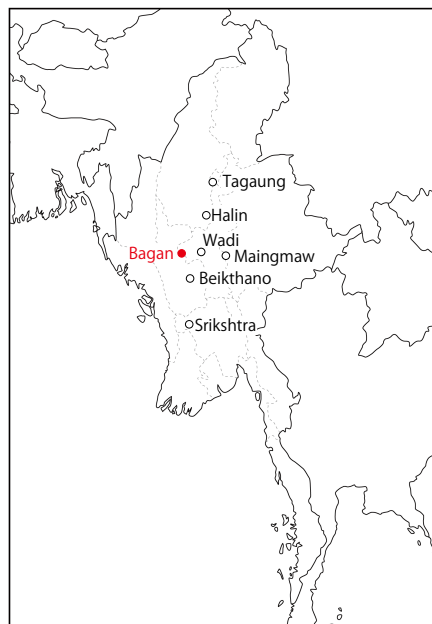


図1 ミャンマー地図
ピュー古代都市群とバガン

1. シュリクシュトラにおける主要な仏塔とその特徴

シュリクシュトラはエーヤワディー川下流域に位置している、不整形の城郭都市である。都市

の活性期は 3 ～ 10 世紀とされており、7 世紀に隆盛を迎える。ピュー時代に築造された城郭都市の中でもっとも規模が広大であり、南北におよそ 3km、東西におよそ 1.6km ほどの不整形城壁を有し、広さとして 8.85 km²ほどの規模となる。

シュリクシュトラにおいて確認されている仏塔は 12 基であり、その中でも大規模仏塔が城壁を沿うような形で外側に配置される。仏塔に関する形式に関しては、Cho Oo 氏によってミャンマーにおける宗教遺構に関する研究の中で分類されており、その中でもシュリクシュトラに現存する遺構は PYU STYLE に位置づけられると考えられる (図 3 参照)。2018 年 3 月にこれらの大規模仏塔の中で Bawbawgyi Stupa、Payama Stupa、Payagyi Stupa においてレーザー簡易測距計による簡易調査を行い、図面を作成した。調査日程は以下の通りである。

調査日程：2018 年 2 月 26 日～ 3 月 2 日

調査員：金子達哉、成井至、安井裕紀

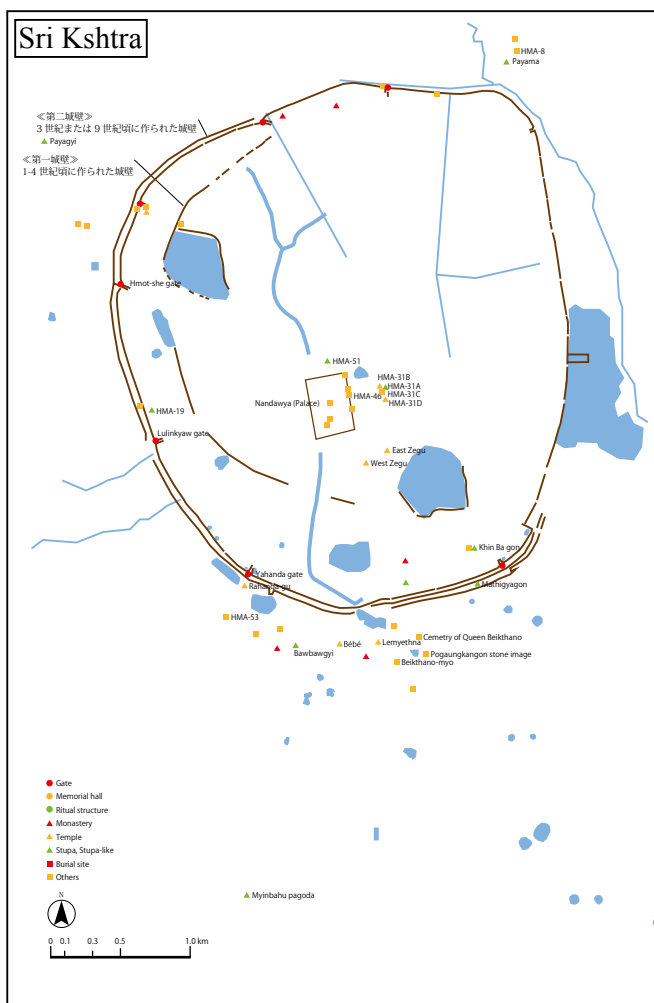


図 2 シュリクシュトラ地図と遺構分布

調査を行った仏塔においてもっとも早期に築造されたと考えられる Bawbawgyi Stupa の立面形状の特徴として、釣鐘状であることが挙げられる。基壇部は三段構成になっており、下段は十六角形、中段は十八角形、上段は十九角形となっており、形状が相互に異なっている、すなわち各基壇端部は直線状に並んでいないことを示している。

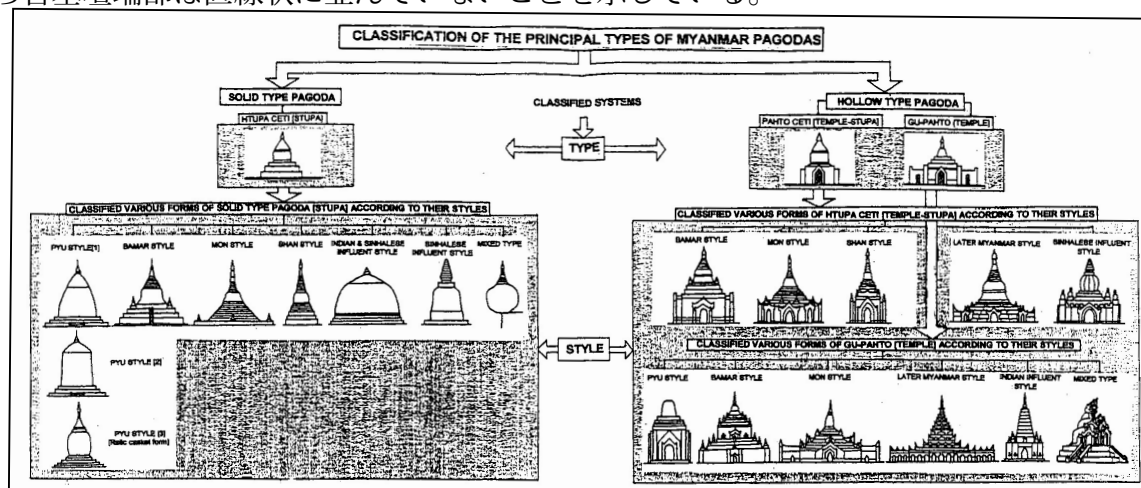


図 3 ミャンマーのパゴダ形式分類

(CHO OO, MIURA M, "A STUDY ON THE CLASSIFICATION OF THE PRINCIPAL TYPES OF PAGODA IN MYANMAR FROM THE ARCHITECTURAL POINT OF VIEW" より抜粋)

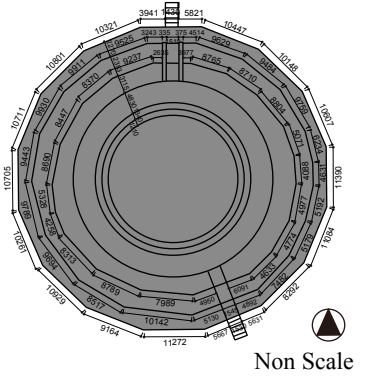
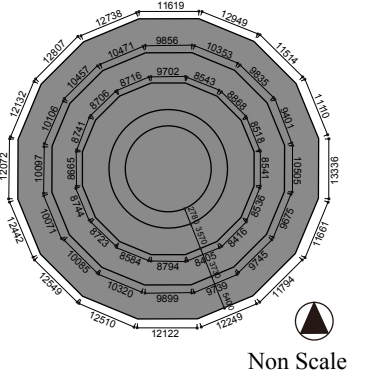
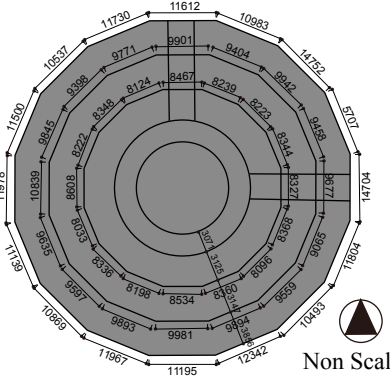
Bawbawgyi Stupa	Payama Stupa	Payagyi Stupa
		
		
Non Scale	Non Scale	Non Scale
築造年代：4～9 世紀 形式：Pyu Style(2)（釣鐘型） 基壇平面形： 下段 十六角形 中段 十八角形 上段 十九角形 備考： 基壇平面形が下段・中段・上段とも異なっており、それぞれ相似形ではない。立面形式は釣鐘型で Pyu Style(2) に分類される。	築造年代：6～8 世紀 形式：Pyu Style(1)（砲弾型） 基壇平面形： 下段 十六角形 中段 十六角形 上段 十六角形 備考： 基壇平面形が下段・中段・上段とも十六角形。立面形式は砲弾型で Pyu Style(1) に分類される。	築造年代：6～8 世紀 形式：Pyu Style(1)（砲弾型） 基壇平面形： 下段 十六角形 中段 十六角形 上段 十六角形 備考： 基壇平面形が下段・中段・上段とも十六角形。立面形式は砲弾型で Pyu Style(1) に分類される。

図 4 シュリクシュトラ仏塔概要

左：Bawbawgyi Stupa

中：Payama Stupa

右：Payagyi Stupa

表 1 シュリクシュトラの大型仏塔 辺長寸法比較

左：Bawbawgyi Stupa

中：Payama Stupa

右：Payagyi Stupa

Bawbawgyi Stupa	Number of Edge	Items	Dimensions (mm)	Payama Stupa	Number of Edge	Items	Dimensions (mm)	Payagyi Stupa	Number of Edge	Items	Dimensions (mm)
1st Basement	16	Average Dimensions	10621.80	1st Basement	16	Average Dimensions	12269.00	1st Basement	16	Average Dimensions	11767.70
		Standard Deviation Value	953.52			Standard Deviation Value	572.17			Standard Deviation Value	1265.36
		Diameter of Circumscribed Circle	54445.55			Diameter of Circumscribed Circle	62888.82			Diameter of Circumscribed Circle	60319.24
		Radius of Circumscribed Circle	27222.78			Radius of Circumscribed Circle	31444.41			Radius of Circumscribed Circle	30159.62
		Diameter of Inscribed Circle	53399.39			Diameter of Inscribed Circle	61680.43			Diameter of Inscribed Circle	59160.22
2nd Basement	19	Radius of Inscribed Circle	26699.70	2nd Basement	16	Radius of Inscribed Circle	30840.22	2nd Basement	16	Radius of Inscribed Circle	29580.11
		Average Dimensions	8553.41			Average Dimensions	9969.69			Average Dimensions	9748.06
		Standard Deviation Value	1977.62			Standard Deviation Value	405.81			Standard Deviation Value	376.63
		Diameter of Circumscribed Circle	49257.13			Diameter of Circumscribed Circle	51102.95			Diameter of Circumscribed Circle	49966.91
		Radius of Circumscribed Circle	24628.57			Radius of Circumscribed Circle	25551.47			Radius of Circumscribed Circle	24893.45
3rd Basement	20	Diameter of Inscribed Circle	485088.80	3rd Basement	16	Diameter of Inscribed Circle	50121.02	3rd Basement	16	Diameter of Inscribed Circle	49006.81
		Radius of Inscribed Circle	242544.40			Radius of Inscribed Circle	25060.51			Radius of Inscribed Circle	24503.41
		Average Dimensions	7478.37			Average Dimensions	8681.38			Average Dimensions	8301.81
		Standard Deviation Value	2284.58			Standard Deviation Value	293.16			Standard Deviation Value	150.19
		Diameter of Circumscribed Circle	45435.09			Diameter of Circumscribed Circle	44499.29			Diameter of Circumscribed Circle	42553.67
		Radius of Circumscribed Circle	22717.55			Radius of Circumscribed Circle	22249.64			Radius of Circumscribed Circle	21276.84
		Diameter of Inscribed Circle	44815.41			Diameter of Inscribed Circle	43644.24			Diameter of Inscribed Circle	41736.02
		Radius of Inscribed Circle	22407.71			Radius of Inscribed Circle	21822.12			Radius of Inscribed Circle	20868.01

一方で、Payama Stupa、Payagyi Stupa の二遺構に関しては、それぞれ 6～8 世紀頃に築造されたと考えられている。いずれの遺構も、立面形状がやや砲弾状の形を呈しており、基壇が三段構成かつ各段は十六角形と、整然としているといえる。

各仏塔の基壇辺長(表 1 参照)をみると、Payagyi Stupa では下段寸法値の標準偏差が 1265mm ほどとなっているが、東側にやや寸法値のばらつきがみられるのに対し、西側は

12000～12800mm 程度に近似しているため、東側が施工時に調整された可能性は考えられる。他方で、中段・上段は下段と比較しても寸法値のばらつきは少なく、標準偏差はそれぞれ 376mm、150mm となっているため、下段のみ異なる計画意図があった可能性も考えられるだろう。同一の立面・平面形状といえる Payama Stupa では各基壇辺のばらつきは小さく、下段：572mm、中段：405mm、上段：293mm と、各基壇規模の縮小にしたがっており、明確なばらつきはみられない。一方で、築造年代・立面形式なども異なる Bawbawgyi Stupa では下段各辺寸法値の標準偏差は 953mm と他二遺構と大差はみられないのに対し、中段：1977mm、上段：2284mm と、上層になるにつれて基壇規模は小さくなるのに対し、ばらつきは大きくなっていく傾向がみられた。基壇辺長に関しては中段では 9400～10100mm のグループ、そのグループと比較して短い寸法値が散見され、上段では 8000～9200mm 程度のグループ、4000～5300mm 程度のグループに別れるように観察される。一定の寸法値に志向していた可能性は考えられるが、Payagyi Stupa の下段と比較しても明らかにそのばらつきが大きく、中段・上段は他二遺構と比較しても異なる立面形式であることによる可能性は考えられる。

三遺構を通じて、Bawbawgyi Stupa に関しては基壇各層が相似形ではない点、Payagyi Stupa では辺長の寸法値などに偏りがみられる点が観察された。多角形基壇を計画するにあたって、基本計画が円形を基調としているか、多角形を基調としているかという点は重要な要素の一つであろうが、上記傾向を踏まえて円形を基調として計画されたものと仮定し、基壇形から外接円を想定し比較を行う。

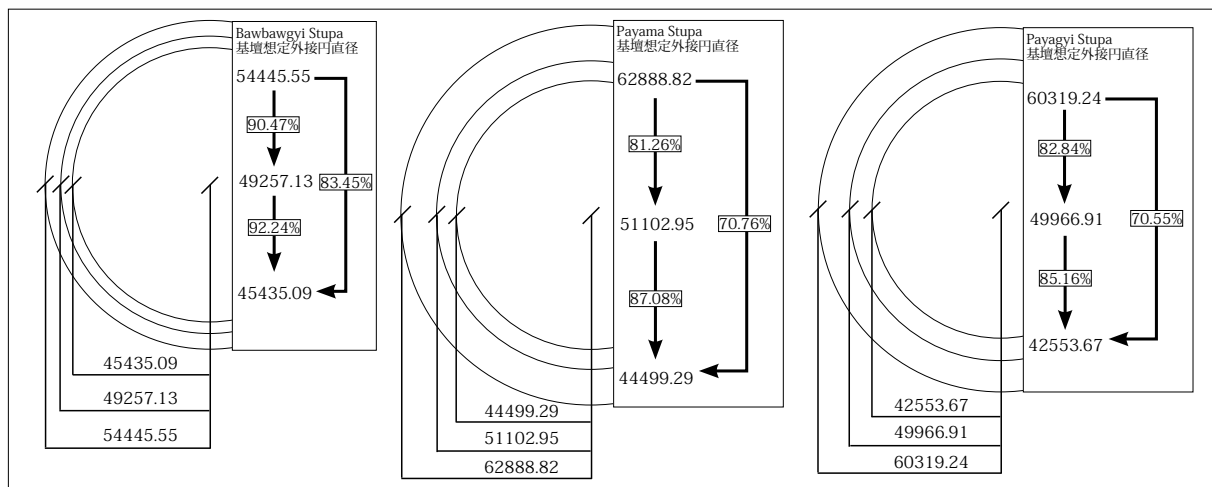


図5 シュリクシュトラ仏塔外接円

左：Bawbawgyi Stupa

中：Payama Stupa

右：Payagyi Stupa

上記結果(図5)は、各遺構において想定された各基壇の外接円直径と、基壇の縮小率の相違である。Payama Stupa および Payagyi Stupa では、直径に関して 2000～2500mm ほどの相違はあるものの、下段基壇規模 - 中段基壇規模 - 上段基壇規模の縮小率は近似している。その中でも下段 - 中段の基壇規模縮小率は中段 - 上段基壇規模に対してやや大きい点が特徴的である。一方で、Bawbawgyi Stupa では下段 - 中段 - 上段基壇規模の縮小率はほぼ変わらず、さらに縮小率としてはいずれも他二遺構と比較しても小さいことがわかる。

上記の外接円を想定した分析では、基本計画が円形であることを前提としている点や、測量

精度の低さから厳密な図面化を行ったわけではないという点を踏まえ、基壇規模の変化の傾向として一つの指標を与えた結果であるため、上記比率が計画に用いられたことはおろか、平面計画に比例値を採用していたことを示すようなものではあくまでないことは留意いただきたい。一方で、基壇規模変化の傾向のみでいえば、Bawbawgyi Stupa は他二遺構と比較すると特徴的である、という点は触れるべきであろう。

2, バガンにおける仏塔遺構に関して

バガンにおける仏塔遺構は、その平面や立面形式に関する論考が出されている。バガンにおける年代区分および仏塔に関する特徴は、Thet Oo 氏によって以下のように示されており、その中でも仏塔の立面形態に関する論考は以下のように記されている。

Before the reign of King Anawrahta, ancient monuments in Bagan were Buhpaya Stupa , Ngakywenadaung Stupa , Paukpinyar Stupa , Htupalesutan Stupa and other inner Stupas of encased pagodas. Those Pyu type pagodas were Stupas with bulbous shape.

The early type of Bagan ancient monuments are very similar to Bawbawgyi , Hpayama and Hpayagyi at Srikshetra.

Dr. Thet Oo, Dr. Maung Hlaing,

"Architectural Aspects Of Stupas During The Reign Of King Narapatisithu In Bagan, Myanmar" より抜粋

上記のように、バガンの初期にあたる球根型立面 (bulbous shape) を呈する仏塔は、シュリクシュトラにおける Bawbawgyi Stupa、Payama Stupa、Payagyi Stupa との類似性が述べられている。一方で、調査結果によって得られたシュリクシュトラにおける三遺構の相違に関しては、それぞれ基壇の形状が異なる点や、実寸法に傾向があり、施工・計画技術的段階が異なる可能性があることから、立面形態とともに Bawbawgyi Stupa と Payama Stupa・Payagyi Stupa が区別される可能性があることが判明した。

シュリクシュトラにおける仏塔の立面形態が釣鐘型、砲弾型として区別される可能性がある以上、バガン初期における球根型仏塔との類似性を踏まえた上で、3つのタイプの仏塔は段階

表2 バガン期の時代区分

Dr. Thet Oo, Dr. Maung Hlaing,

"Architectural Aspects Of Stupas During The Reign

Of King Narapatisithu In Bagan, Myanmar" より作成

The Development Architectural Edifices of Bagan are divided into three parts			
Early Bagan Period	1044-1113	King Anawrahta King Sawlu King Kyanzittha	大規模で薄い壁体。構成材として巨大な煉瓦材。内室空間がない。単層で低いテラス上に築造される。水平規模と高さが比例しない。
Middle Bagan Period	1113-1174	King Alongsithu King Narathu King Naratheinkha	複層で高層化し、内室ができる。内室に採光を取り入れるため、窓やポーチが用いられる。重要な要素として、初期の碑文が現れた。
Late Bagan Period	1174-1300	King Narapatisithu King Nantaungmya King Kyazwa King Uzanz King Narathihapati	さらに高層化し、基壇上に建てられる。薄い壁体と小さい煉瓦によって構成される。平らなテラス、欄干、窓、ポーチによって内部に採光が取り入れられる。2～4階で建てられ、長方形の形式だけでなく、円形や五角形の平面形が用いられる。

表3 バガン仏塔遺構の築造年代考察

Dr. Thet Oo, Dr. Maung Hlaing, "Architectural Aspects Of

Stupas During The Reign Of King Narapatisithu In Bagan,

Myanmar" より作成

Chronological Categorizations		
Pre-Bagan Period	7c - 10c	Buhpaya Stupa Ngakywenadaung Stupa Paukpinyar Stupa Htupalestan Stupa
King Anawrahta's Reign	1044 - 1077	Myinkabazedi Stupa Lawkananda Stupa Shwesandaw Stupa Shwezigon Stupa
King Sawlu's Reign	1077 - 1084	Inn Pagoda Stupa
King Kyansittha's Reign	1084 - 1113	Min-o-chantha Stupa Stupa No. 1236, Myinkaba Myazedi Stupa Shwezedi Stupa
King Narapatisithu's Reign	1174 - 1211	Dhammayazika Stupa Sapada Stupa
King Htilominlo's Reign	1211 - 1234	Saytanagyi Stupa Soemingyi Stupa
King Narathihapate's Reign	1255 - 1287	Mingalazedi Stupa

的に区別される可能性があるだろう。

Thet Oo 氏は立面および基壇平面の形式分類から、バガン期を大まかに三区分しており (表 2)、その中でも代表的ないくつかの遺構の築造年代考察を行っている (表 3)。

3, バガン調査対象遺構と調査結果

2018 年から 2019 年にかけて実施したピュー古代遺跡群に関する調査と国際会議を踏まえ、我々は 2019 年 12 月にバガンにて開催した、メコン川流域国の研究機関による国際会議に準じて、短期間ではあるがレーザー測量機による簡易測距計と写真撮影による三次元モデル化を旨とした調査を行った。以下が調査概要である。

調査期間：12 月 23 日～ 25 日

調査員：中川武、黒岩千尋、成井至、鈴木勝大、早川実尋 (早稲田大学)

Kreangkrai Kirdsiri, Isarachai Buranaut

Patm Wong, Thanick Muenkhamwang (Silpakorn University)

Samerchai Poolsuwan (Thamassat University)

調査概要：バガン期およびプレ・バガン期に築造された仏塔遺構を対象とした悉皆調査

一脚を用い、デジタルカメラによって対象遺構を多角的に撮影することによって写真を用いた三次元モデルの作成を行う

作成された三次元モデルの縮尺 (スケール) は、対象物を簡易レーザー測距機

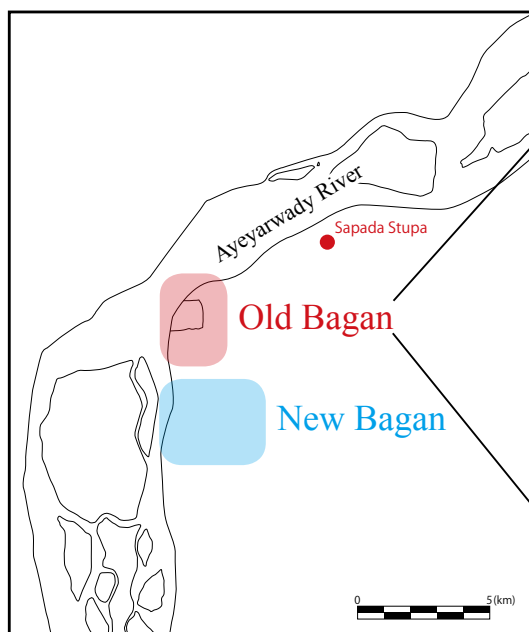


図 6 バガン周辺地図

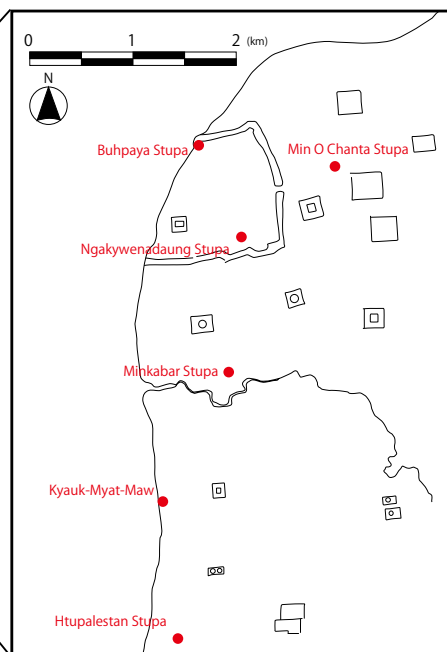


図 7 オールドバガン周辺地図

表 4 調査遺構

(Monuments No. は P. Pichard 作成のインベントリに準拠)

Monument No.	Name	construction period (Thet Oo)		construction period (Pierre Pichard)
No. 1657	Buhpaya Stupa	Pre-Bagan Period	7c - 10c	11 century AD. (?)
No. 1603	Ngakywenadaung Stupa			11 century AD.
No. 1038 - 1041	Htupalestan Stupa			12 century AD.
No. 1328	Myinkabar Stupa	King Anawrahta's Reign	1044 - 1077	11 century AD.
No. 1924	Min-o-chanta Stupa	King Kyansittha's Reign	1084 - 1113	11 century AD. (renovated)
No. 187	Sapada Stupa	King Narapatisithu's Reign	1174 - 1211	12 century AD.
No. 1158	Kyauk-Myat-Maw (Kyauk-mye-mo-zedi-gyi)	-	-	12 - 13 centuries AD.

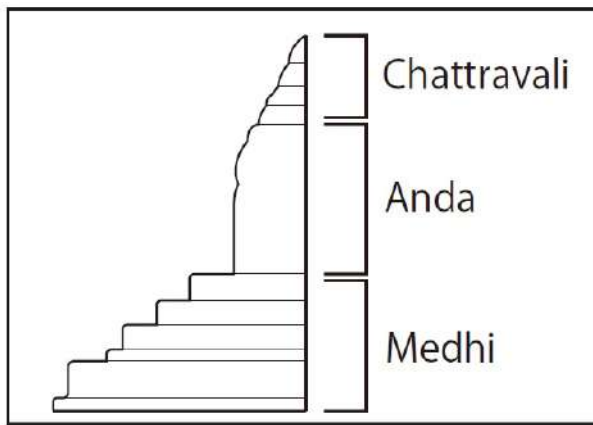


図 8 仏塔各部名称

以下の遺構概要、調査結果、および分析仮定では
仏塔の各部を三層に大別して考察している箇所がある。
ここでは各層の名称は左のように称する。

(Disto) によって実測した結果から算出する
なお、本調査で行った簡易実測は、厳密な測
量調査に基づいているわけではないことか
ら、対象とした遺構の複数の実測結果から平
均値を算出し、縮尺を合わせている。
上記結果に基づいて、損傷が激しい一部の遺
構では復元的に立面図を作成して結果を記し
ている。

3-1, Buhpaya Stupa

Buhpaya Stupa は多辺形の特徴的な基壇を有する、典型
的な球根型の仏塔である。基壇自体は後年に改築されたも
のと考えられるが、仏塔自体はエーヤワディ川に隣接して
築造されており (図 9 の古写真を参照)、基壇形状に関しても
周辺地形の関連性から計画されたものと考えられる。

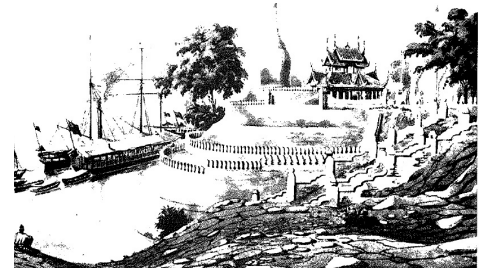


図 9 Buhpaya 古写真

上：俯瞰写真
下：エーヤワディ川から望む Buhpaya
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY OF
MONUMENTS AT PAGAN" より抜粋)



図 10 Buhpaya Stupa 三次元モデル

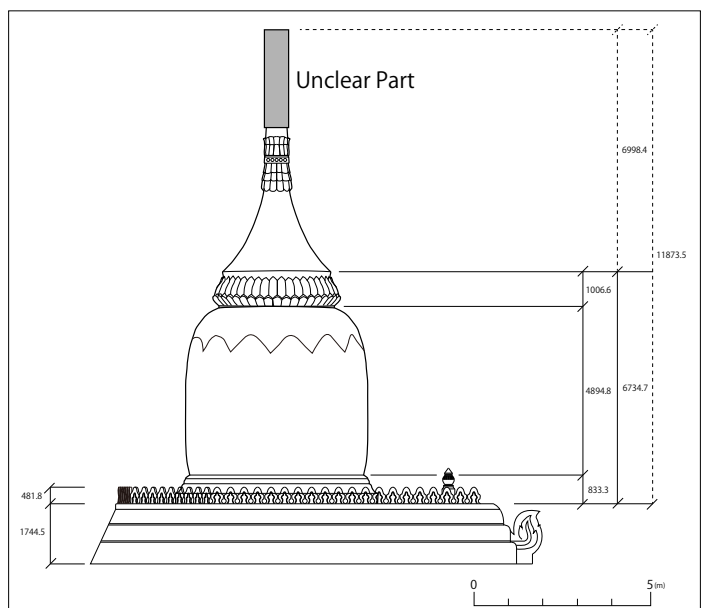


図 11 Buhpaya Stupa 立面図

表面は金によってコーティングされており、Chattravali 部には装飾が施されているほか、相輪も華美である。現在は周辺も整備されており、多くの観光客によって賑わう遺構の一つである。Thet Oo 氏は特に本遺構をバガン期以前の Pre-Bagan 期に築造された代表遺構であるとして取り上げており、シュリクシュトラの仏塔遺構との関連性を示唆している。また、類型とされる Pre-Bagan 期の遺構と併せて、球根型の立面・Green Glazed Bricks・円形基壇の上に建てられることなどを指摘しているが、対して本遺構は多辺形の基壇を有することが特徴的であるといえる。

Buhpaya Stupa は東側に階段が設けられており、高さ 1.7m ほどの基壇上に建つ。Medhi 部は低く、三次元測量結果の仕様上、相輪を含めた全高は定かではないが、想定された全高の寸法の 1/10 にも満たないだろう。対して Anda 部は 4.8m 以上の規模を有しており、想定された総高に対して Medhi 部と Anda 部の合計高さ、それ以上の Chattravali 部がほぼ一致する結果となっている。

3-2, Ngakywenadaung Stupa

Ngakywenadaung Stupa は旧都城壁内南西部、Thatbyinnyu 寺院の西側道路沿いに位置する中規模仏塔である。

遺構は円形基壇上に立つ仏塔であると思われるが、基壇の損傷状況は激しく、その全容は確認出来ない。Medhi 部は中央部に金属製バンドが巻かれており、応急的な修復が為されているが充分とはいえず、その表面の装飾紋様などは確認できない。Medhi 部、Anda 部ともに大きく、球根型の立面を呈していることが特徴的である。測量の都合上、頂部までは三次元モデル化ができなかったが、過去のインベントリを参照したところ、モデルの作成ができなかった部分までは 1975 年の地震によって崩壊しており、現在では頂部まで修復が完了し



図 12 Ngakywenadaung Stupa 古写真
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY OF MONUMENTS AT PAGAN" より抜粋)



図 13 Ngakywenadaung Stupa 三次元モデル

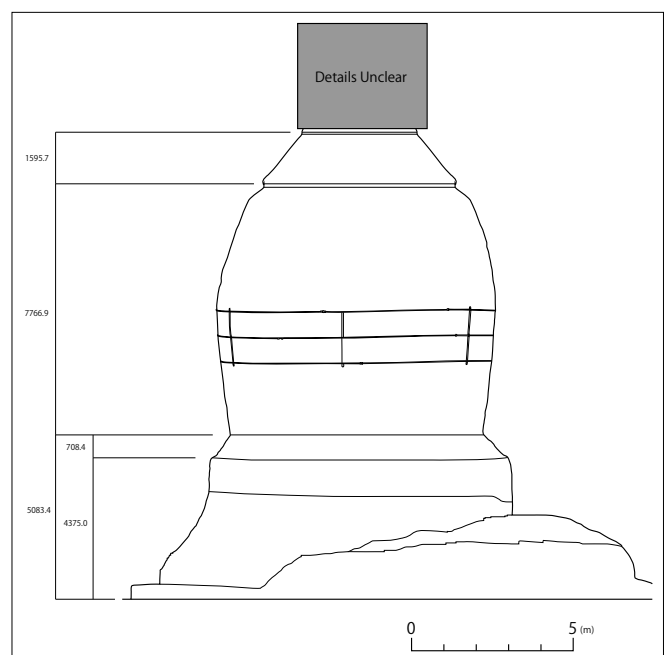


図 14 Ngakywenadaung Stupa 立面図

ている。既往研究では 11 世紀の築造とされているが、立面形態としてはシュリクシュトラの仏塔と類似しているとされる球根型に位置付けられ、やや築造年代が遡る可能性もあるかもしれない。現地にて簡易測距を行った結果、測位が可能であった遺構上部までは高さ 17m ほどであり、全高としては 18 ～ 19m ほどであったものと想定される。

3-3, Htupalestan Stupa

Htupalestan Stupa は、旧都城から南下したニューバガン周辺に位置する、四塔が東西軸上に並立している遺構である。既往図面では各遺構の修復前平面図が記録されており、四基の遺

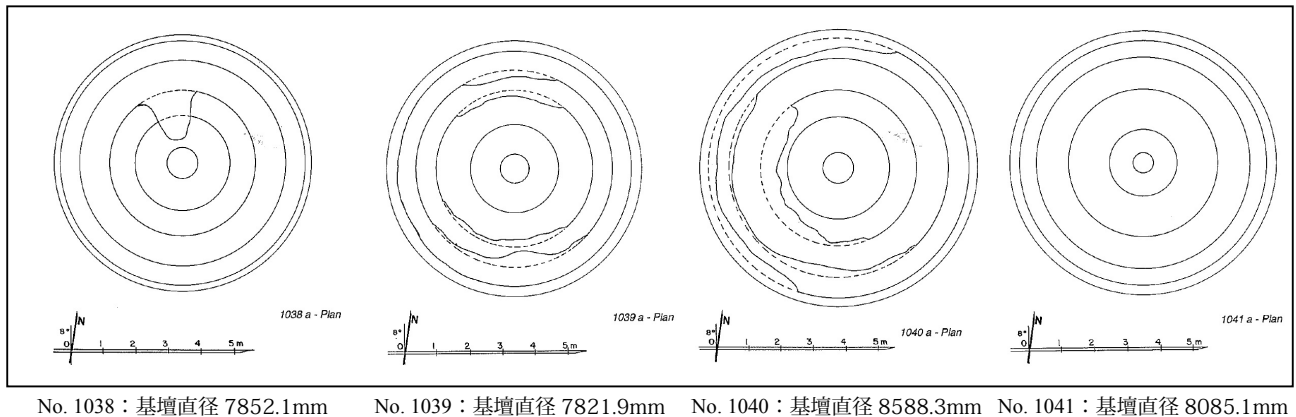


図 15 Htupalestan Stupa 平面図
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY OF MONUMENTS AT PAGAN" より抜粋)



図 16 Htupalestan Stupa 古写真
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY OF MONUMENTS AT PAGAN" より抜粋)

表 5 Htupalestan Stupa 平面図より算出した
平面基壇直径
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY
OF MONUMENTS AT PAGAN" 参考)

Monuments No.	Diameter (mm)	Ratio
No. 1038	7852.06	1.000
No. 1039	7821.87	0.996
No. 1040	8588.34	1.094
No. 1041	8085.05	1.030

構は基壇の大きさが相互に異なっている。既往図面から得られた規模に関しては、No. 1039、No. 1038、No. 1041、No. 1040 の順に規模が大きく、直径にして 700 ～ 800mm ほどの寸法差を有している。四基の建築的な各部位構成は非常に類似しており、構成に関しても各遺構にて対応する箇所が確認できた。一方で、立面形に関して各層の高さが異なっており、総高も一見して No. 1040 がもっとも高いことがわかる。

足元部はマウンドで覆われている遺構が多いため、各層およびおおよその総高を比較してみると、表のように示すことができる。総高に関しては No. 1038、No. 1039、No. 1041 がおおよそ近似しており、No. 1040 がもっとも高いという結果になった。既往の平面図から算出した直径寸法値の比較では、もっとも規模の小さい遺構である No. 1038 ともっとも規模の大きい

遺構である No. 1040 の寸法差は約 700mm 程度であったのに対し、総高は 2500mm 程度の寸法差を有している。各層の高さを比較すると、No. 1040 と隣接する三遺構の総高差が Medhi 部と Anda 部において顕著に設けられていることがわかる。一方で、Chattravali 部では明確な寸法差はみられず、特に No. 1039 と No. 1040 の Chattravali 部ではほぼ近似しているといえる。上記のような結果から、一連の計画性の中で計画されたと想定される四遺構の中でも、既往図面みられる平面規模の相違と合致した総高の規模変化が明確にみられること、一方で各層における計画では Chattravali 部では明確な寸法差がみられず、高さ方向の規模変化を仏塔の立面層構成の中で制御している可能性、また特に立面規模の変化を Anda 部・Medhi 部において操作している可能性が考えられた。



図 17 Htupalestan Stupa 三次元モデル

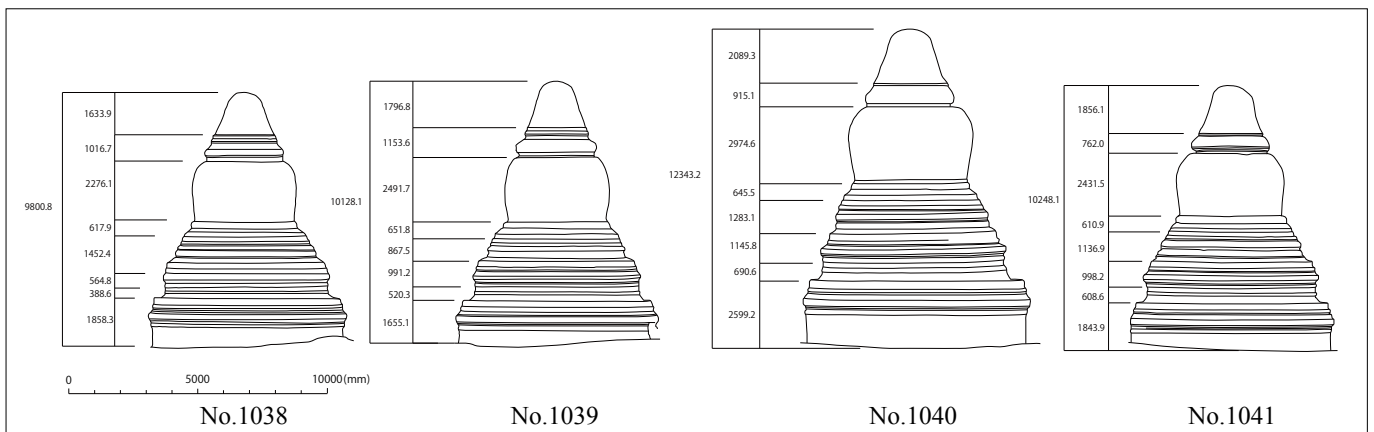


図 18 Htupalestan Stupa 立面図

表 6 Htupalestan Stupa 立面寸法

No.	Medhi		Anda		Chattravali		Total Height	
	Diameter (mm)	Ratio	Diameter (mm)	Ratio	Diameter (mm)	Ratio	Diameter (mm)	Ratio
No. 1038	4882	1.000	2276.1	1.000	2650.6	1.000	9800.8	1.000
No. 1039	4735.9	0.970	2491.7	1.095	2974.6	1.122	10128.1	1.033
No. 1040	6364.2	1.304	2974.6	1.307	3004.4	1.133	12343.2	1.259
No. 1041	5198.5	1.065	2431.5	1.068	2618.1	0.988	10248.1	1.046

3-4, Myinkabar Stupa

Myinkabar Stupa はオールドバガンの南方、Myinkabar-gubyauk-gyi の南に位置している中規模仏塔遺構である。P. Pichard のインベントリでは Myinkabar Zedi と称されており、11 世

紀の建立とされている。遺構は測量の都合上、頂部および基壇部がモデル未作成となっているが、そのうち基壇部に関しては手ばかり測量結果によって補完、頂部の高さ寸法に関しては現地で行った簡易レーザー測距により補完することとした。

基壇平面は八角であり、高さおよそ 1.8m ほどの Medhi に Anda が載る形式である。Anda の立面形式はやや Bamar Style に類似するが、簡易レーザー測距計を用いた推定全高寸法に対して、Anda 部がもっとも大部分を占める。Anda 部には中腹部に帯状の装飾を複数有しており、Chattravali 部では多層状の構成となっている。八角平面形の基壇は一辺を除いておよそ 6.3 ～ 6.4m ほどに近似しており、同一の寸法を志向していたものと想定される一方、一辺のみ 6.63m と他辺に対してやや長大となっている。したがって、正八角形を志向しながらも一辺のみ施工・計画誤差によって長大となった可能性が伺われる。



図 19 Myinkabar Stupa 三次元モデル

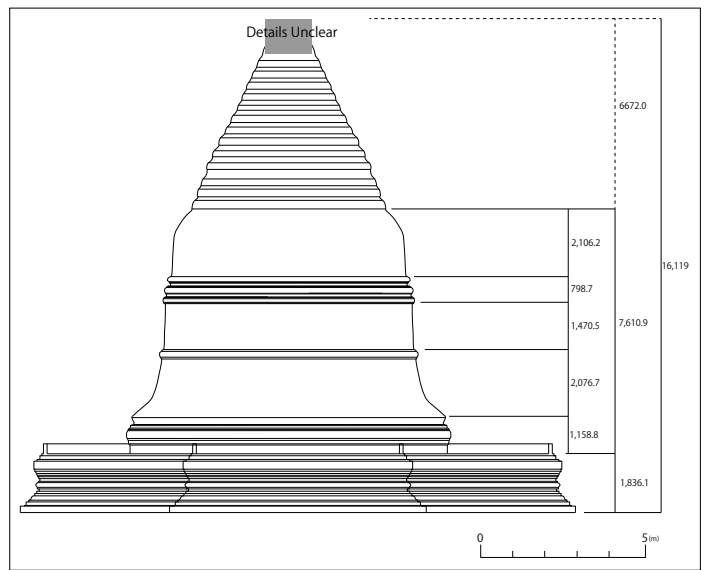


図 20 Myinkabar Stupa 立面図

3-5, Sapada Stupa

Sapada Stupa はニャウンウー方面、Shwezigon のさらに先に位置する中規模仏塔である。P. Pichard のインベントリでは Sapada Zedi と称されている。立面形式は Anda 部の上部に方形の部材が取り付く、Shinhalese Infuluecnce Style とみなすことができる。

立面形式は基壇がなく、高く複雑な構成である Medhi 部に対しやや小規模な Anda 部を有しており、Chattravali 部に方形の建築部位が確認される。測量の都合上、頂部までは三次元モデル化ができなかったが、P. Pichard の既往研究では 12 世紀頃の築造と考えられており、立面形態および周辺遺構と比較しても、バガン期の初期～中期頃に位置づけられる

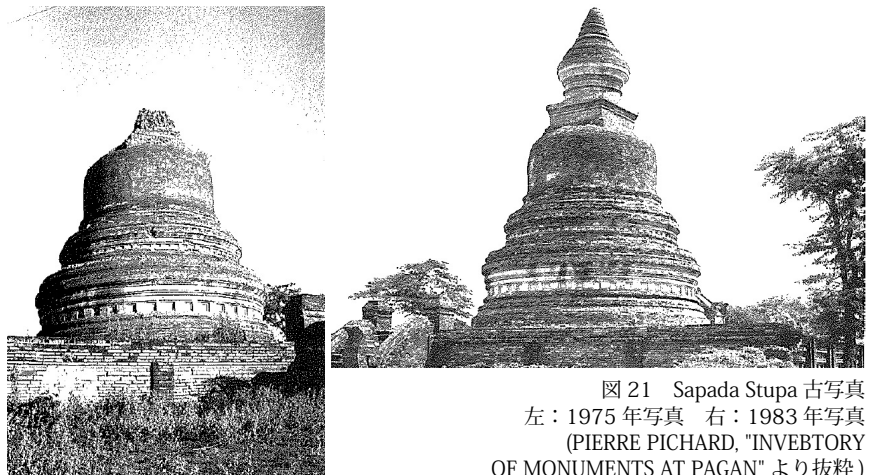


図 21 Sapada Stupa 古写真
左：1975 年写真 右：1983 年写真
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY OF MONUMENTS AT PAGAN" より抜粋)

だろう。Chattravali 部を中心に修復が為されているが、既往のインベントリには修復前の記録が残されている。

Medhi 部には小さな壁龕が並べられており、中には小仏像が安置されている。Medhi 部と



図 22 Sapada Stupa 三次元モデル図

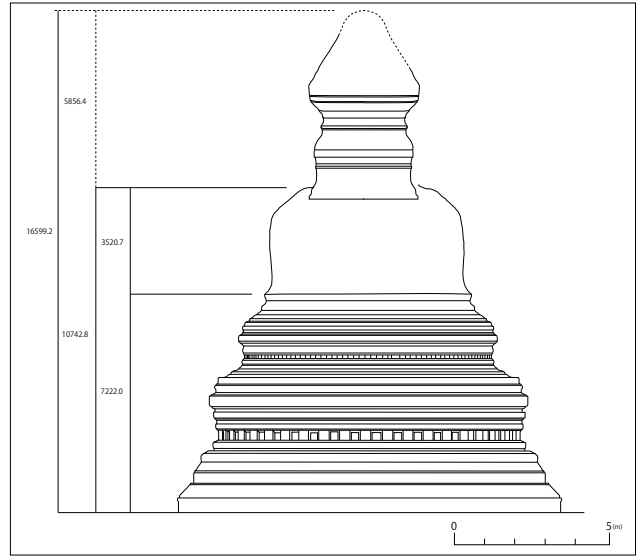


図 23 Sapada Stupa 立面図

Anda 部の高さは、Anda 部に対して Medhi 部がほぼ二倍の高さであり、計画性があった可能性も考えられる。Chattravali 部の高さ寸法は三次元モデルの作成上、不明瞭ではあるが、Medhi 部 + Anda 部の高さ寸法の約半分ほどとなっており、立面を三層に大別すると全体として 1:2 の高さ寸法が観察されることがいえるだろう。(もちろん、比例的に計画されたと述べているわけではないが、一定の基準尺度が用いられたと想定すると、基準尺度の整数倍が用いられた可能性はここから指摘できるだろう。)

3-7, Min-o-chanta Stupa

Min-o-chanta はオールドバガン都市壁のやや東側に位置する、No. 1924 ~ 1930 からなる

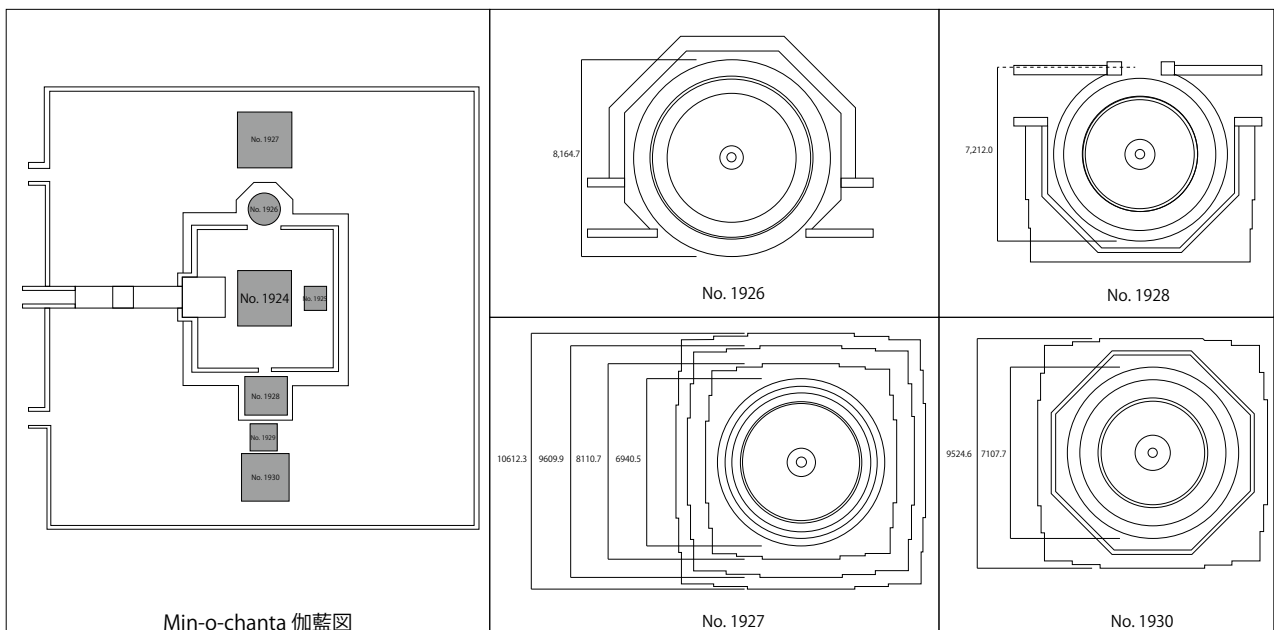


図 24 Min-o-chanta 伽藍図および各遺構平面図
(PIERRE PICHARD, "INVENTORY OF MONUMENTS AT PAGAN" より作成)

コンプレックスである。中央に八角基壇をもつ仏塔を有し、四隅に獅子像が配される。中央仏塔に対して奥に小仏塔、同一基座上の左右にさらに中規模仏塔が位置しており、中央仏塔を正面として同一基座外に左右に仏塔が配されるが、左側の仏塔が一基なのに対し、右側には二基の仏塔が配される。既往図面では対象となる No. 1926 と No. 1928、No. 1927 と No. 1930 に関して規模寸法を比較すると、No. 1926 と No. 1928 では平面形式は類似している一方で、中央仏塔を正面として左側の No. 1926 の全体規模がやや大きく計画されていることがわかる。さらに、対応する No. 1927 と No. 1930 では本体規模に大きな差はみられない一方で、基壇形状および規模に差異があり、中央仏塔を正面として左側の No. 1927 は方形を基調とした三層に基壇を有する一方で、右側の No. 1930 には一層の基壇しかみられないことがわかる。No. 1930 は付近に No. 1929 が建てられていることから、同様の基壇を計画できなかったものと考えられるが、各仏塔の宗教的機能などを併せてコンプレックスを捉える必要があるだろう。

三次元モデルの作成に関しては、現場の撮影状況や他遺構と比較しても形状がやや複雑である点などから、不完全なモデルとなった。

本調査ではスケジュールの関係などから中央仏塔のみの調査を行ったが、いずれの遺構も P. Pichard は 11 世紀の計画であると見なしており、同コンプレックスにおける同一形式の仏塔であること、その中でも対称ではなく異なった計画性がみられる仏塔が存在することなどから、研究発展性の余地は充分にあるものと考えられる。



図 25 Min-o-chanta 三次元モデル図

3-8, Kyauk-Myat-Maw

Kyauk-Myat-Maw はオールドバガンとニューバガンの間に位置する、Soe-min-gyi の南西側、川沿いに位置する仏塔遺構である。遺構は半壊しており、前身遺構である仏塔に、外側からさらに大きな仏塔が再構成されるような形式だが、その崩壊状況からも前身遺構である仏塔が見えているような状況にある。P. Pichard は 12-13 世紀の計画であると見なしているが、それが遺構のどの部分を指しているかは明記されていない。



図 26 Kyauk-Myat-Maw 三次元モデル図

4, 遺構立面における実測値の傾向

上記調査結果はいずれも、簡易測距計を用いた厳密さにやや欠ける測量方法であったこと、一部の三次元モデルでは頂部までのモデル化ができておらず、全高寸法の多くが推測値であることなどから、正確な寸法値を用いた設計計画分析に適当であるとはいえない。しかし、現段

階での調査結果から、今後の研究方針に展開を与えるという意味、三次元モデル化によって作成されたモデルでは、各層のボリューム感に大きな差はないということから、現段階での調査結果を通じた所見を以下に記す。

Buhpaya Stupa ではおよそその全高と各部寸法を採取することができた。基壇部分の高さは 1744.5mm、基壇を Medhi 部と見なすと、Anda 部は 5728.1mm、Chattravali 部は約 8034.3mm、総高は約 15507mm となり、全高に対して Chattravali 部が半分ほどとなった(表中①)。一方で、球根型の部位を Anda 部と見なし、その直下までを Medhi 部と見なすと、Medhi 部が 2577.8mm、Anda 部が 4894.8mm ほどとなり、全高に対して Anda 部が 1/3 ほど、Anda 部に対して Medhi 部が 1/2 ほどとなり、全高を 6 に割った中で Medhi 部・Anda 部・Chattravali 部をそれぞれ 1/6、2/6、3/6 として割り付けられた可能性が考えられる。

表 7 Buhpaya Stupa 立面寸法比較表
(左側：① 右側：②)

Buhpaya Stupa					
Parts	① Dimensions(mm)		Ratio (%)	② Dimensions(mm)	Ratio (%)
Medhi	1744.5		11.25	2577.8	16.62
Anda	5728.1	833.3	36.94	4894.8	31.57
		4894.8			
Chattravali	8034.4		51.81	8034.4	51.81
Total Height	15507		100.00	15507	100.00

Ngakywenadaung Stupa は全高寸法がほぼ採取できず、Medhi 部・Anda 部それぞれが寸法採取できた。二箇所のみの寸法では判断し難いが、Medhi 部の方がやや寸法は小さく、球根型の下部を Anda 部と見なすと、Anda 部は Medhi 部の 1.5 倍ほど(①)、球根型の部分の直下を Medhi 部と見なすと、やや寸法差はあるが Anda 部が Medhi 部の 2 倍ほど(②)であるといえる。

表 8 Ngakywenadaung Stupa 立面寸法比較表
(左側：① 右側：②)

Ngakywenadaung Stupa			
Parts	① Dimensions(mm)		② Dimensions(mm)
Medhi	5083.4	4375	4375
		708.4	
Anda	7766.9		8475.3
Chattravali	unclear		
Total Height	unclear		

Htupalestan Stupa は四塔が並列する形式の仏塔遺構である。相互の仏塔は、それぞれ一連の計画性の中で築造されたものであると考えられるが、基本計画となる仏塔がいずれかは判断できなかった。立面計画の簡明さで考えるのであれば、No. 1040 は全高寸法に対して Medhi 部が全高寸法の 1/2、Anda 部と Chattravali 部はそれぞれ 1/4 となり、立面計画としては明快である。四塔相互の関係では、Medhi 部・Anda 部は全高寸法のもっとも大きい No. 1040 で大き

表 9 Htupalestan Stupa 立面寸法比較表

Htupalestan Stupa								
Monuments No.	No. 1038		No. 1039		No. 1040		No. 1041	
Parts	Dimensions(mm)	Ratio(%)	Dimensions(mm)	Ratio(%)	Dimensions(mm)	Ratio(%)	Dimensions(mm)	Ratio(%)
Medhi	4882	49.81	4735.9	46.76	6364.2	51.56	5198.5	50.73
Anda	2276.1	23.22	2491.7	24.60	2974.6	24.10	2431.5	23.73
Chattravali	2650.6	27.04	2974.6	29.37	3004.4	24.34	2618.1	25.55
Total Height	9800.8	100.00	10128.1	100.00	12343.2	100.00	10248.1	100.00

くなった。一方で、Chattravali 部は四塔で大きな寸法差は見られなかった。したがって、四塔の総高の差を Medhi 部、Anda 部で調整している可能性が考えられた。

Myinkabar Stupa ではおよそその全高と各部寸法を採取することができた。基壇部は 1836.1mm であり、Anda 部は 7610.9mm、Chattravali 部は約 6672.0mm、全高は約 16119mm という結果となった。全高に対する割合、および各部寸法の割合で考えると、Mehi 部がもっとも小さく、全高に対して 1/9 程度と見なすことができるか。一方で、Anda 部・Chattravali 部には 200mm 程度と大きな寸法差はない。仮に Medhi 部と同様の考え方をすると、Anda 部・Chattravali 部はそれぞれ 4/9 と割り付けられ、さらにそこから寸法操作を行うような二次的操作、あるいは同一の寸法値を志向した上での施工誤差である可能性は考えられる(①)。基壇を含めた釣鐘状部位の直下までを Medhi 部と見なすと、Anda 部と Chattravali 部がほぼ同寸と見なすことができ、Medhi 部は同部位の約 1/2、あるいはやや少し小さい寸法値と見なすことができ、全高を 5 に割り、Medhi 部・Anda 部・Chattravali 部にそれぞれ 1/5、2/5、2/5 と割り付けた可能性が考えられるか(②)。

表 10 Myinkabar Stupa 立面寸法比較表
(左側：① 右側：②)

Myinkabar Stupa				
Parts	① Dimensions(mm)	① Ratio (%)	② Dimensions(mm)	③ Ratio (%)
Medhi	1836.1	11.39	2994.9	18.580
Anda	7610.9	47.22	6452.1	40.028
Chattravali	6672	41.39	6672	41.392
Total Height	16119	100.00	16119	100

Sapada Stupa ではおよそその全高と各部寸法を採取することができた。Medhi 部は 7222.0mm、Anda 部は 3520.7mm、Chattravali 部は 5856.4mm、全高は約 16599.2mm という結果となった。全高に対する割合、および各部寸法の割合で考えると、Anda 部がもっとも小さく、全高に対して 2/9 程度と見なすことができるか。全高を 9 分割するという意図があったと仮定すると、Medhi 部・Chattravali 部はそれぞれ全高に対して 4/9、3/9 と見なすことができるかもしれない。

表 11 Sapada Stupa 立面寸法比較表

Sapada Stupa		
Parts	Dimensions(mm)	Ratio(%)
Medhi	7222	43.51
Anda	3520.7	21.21
Chattravali	5856.4	35.28
Total Height	16599.2	100.00

本稿において悉皆調査を行った遺構の中で、全高が測位できたものを比較すると、Htupalestan Stupa 以外の遺構においておよそその全高寸法値が 15000 ～ 16600mm 程度であることがわかる。Htupalestan Stupa では No. 1040 を除いた三遺構の全高寸法値が 10000mm 程度、No. 1040 遺構が 12000mm となった。遺構の全高が、定められた造営尺度によって完数ユニット計画が適用された上で計画されたものと想定し(下記、溝口氏の論文を参照)、遺構の全高を明快な完数値で除算してみると、人体尺に基づいた造営尺度が想定できる可能性がある。

表 12 各調査遺構立面全高寸法比較表

Monuments	Buhpaya Stupa	Ngakywenadaun Stupa	Htupalestan Stupa				Myinkabar Stupa	Sapada Stupa
			No. 1038	No. 1039	No. 1040	No. 1041		
Total Height(mm)	15507	unclear	9800.8	10128.1	12343.2	10248.1	16119	16599.2
Average(mm)			12963.6					
Total Height /50	310.1		196.0	202.6	246.9	205.0	322.4	332.0
Total Height /40	387.7	-	245.0	253.2	308.6	256.2	403.0	415.0
Total Height /30	516.9	-	326.69	337.60	411.44	341.60	537.30	553.31

る。造営尺度の想定は、数 cm の測量誤差が重要になるため、今後の精密な測量調査によってさらなる具体的な造営尺度の想定が可能になるだろう。

5. 今後の研究展開

本稿ではミャンマー・ピュー遺跡群のシュリクシュトラ遺跡、バガン遺跡における悉皆調査の結果を記した。再三の記述となるが、2018 年・2019 年に実施した悉皆調査は、調査期間や測量機材等の関係から厳密な測量調査を行うことができなかった。本稿で記した結果は、上記のような状況を踏まえつつ、今後の研究・調査の展開に指針を与える手がかりとして記したものであり、あくまで厳密なデータによる調査結果ではないことに留意いただきたい。東南アジア古代建築に関する立面計画の既往分析研究の一つとして、溝口明則氏のカンボジア・プラサート・スープラ N1 塔の立面計画分析が挙げられる^{注3}。溝口氏の研究では、プラサート・スープラ塔を対象として、クメール寺院の設計計画研究から得られた造営尺度を基にユニットを想定、全高寸法に完数ユニットを、次に立面を構成する各層において完数ユニット計画を見出すことで、全体の立面構成において造営尺度による完数計画を想定している。本稿では、悉皆調査により各遺構の三次元モデルを作成することによって、主要部位のおおよその寸法値を抽出した。結果的に、上述したような傾向や、全高寸法値に一定の傾向がみられる可能性があることなどがわかった。

本稿にてバガンにおける仏塔遺構の設計計画に関して、精密な測量調査を行うことで、さらなる成果が期待できる可能性は充分にあると考えられる。三次元測量に関しても、ドローンなどの空撮映像を使用することで、さらに精度の高いモデルを作成、精密な測量調査と照合することによって、平面計画と立面計画を複合した包括的な遺構の設計計画を想定することは不可能ではないと考えられ、同時代、あるいは同形式の仏塔遺構を比較することによって、設計計画の変遷や遺構の築造年代にさらなる展開を与える可能性があり、さらに仏塔以外の宗教遺構にも同様の方法を適用させることができることも考えられ、今後の研究発展性を多分に感じられる。

謝辞

本稿は日本学術振興会 (JSPS) の研究拠点形成事業研究 (B. アジア・アフリカ学術基盤形成型、日本側拠点機関コーディネーター：小岩正樹) 課題名「メコン川流域国における文化遺産保存活用プロジェクトを通じた連携協力の深化・拡大」の助成を得て実施した、国際会議の開催に準じた悉皆調査の成果に基づいている。また、悉皆調査の実測、データ記録に関しては、タイ国 Silpakorn 大学の Kreangkrai Kirdsiri 氏をはじめとする所属学生と共同に実施した調査結果に基づいている。国際会議の開催、遺構調査をはじめとした一連の渡航計画は、マンダレー工科大学 (Mandalay Technological University) の ZarchiMin 氏によるコーディネートとの協力を得た。記して謝意を表する。

注 1

千原大五郎、「東南アジアのヒンドゥー・仏教建築」、1982、鹿島出版会

注 2

安井裕紀、「ミャンマー・ピュー古代都市群の都市構造が示すピューの実像」、2018、早稲田大学建築史系修士論文

注 3

溝口明則、赤澤泰、中川武、仲鉢貴彦、「プラサート・スープラ N1 塔の寸法計画 クメール建築の造営尺度と設計技術に関する研究 2」、2007 年 6 月、日本建築学会計画系論文集 第 616 号 175-181

後記・執筆者略歴

Postscript

* * * * *

★ 2019 年の冬に卒業計画を通して秩父を訪れました。その時の武甲山のまるで皮を削ぎ落としているような痛々しい風景は今でも忘れられません。今ある建築のほとんどがこのような自然を切り崩して現代の都市を形成してきたという事実を卒計を通して少しでも皆さんに伝えられたのではないかなと思います。

杉本功太

1997 年生まれ / 2020 年 3 月早稲田大学創造理工学部建築学科卒業 / 2020 年 4 月から早稲田大学理工学術院創造理工学研究科建築学専攻入学 / アンコールゼミ / 主な研究テーマ・アンコール遺跡群の建築史 / 卒業論文「クメール寺院の隅建物編年考察 ―バイヨン期を中心とした伽藍変遷解明への試論―」

★最後に海外の土を踏んでから早 1 年が経とうとしています。海外渡航日数のカウンターは 400 日を目前に止まったまま。あれほど気軽に渡航していた台湾も、今や途轍もなく遠い土地になってしまいました。これまでは台湾を軸に研究を進めてきましたが、今回史標に寄稿した文を繋ぎとして、修士論文は日本と台湾を上手くハイブリッドさせながら進めたいと考えています。

原田佳典

1997 年生まれ / 2020 年 3 月早稲田大学創造理工学部建築学科卒業 / 2020 年 4 月から早稲田大学理工学術院創造理工学研究科建築学専攻入学 / 近現代ゼミ / 2019 年 3 月より建築史研究室で日本や台湾の近現代建築史に取り組む

★ 2013 年から東南アジア研究にたずさわってきましたが、海外調査へ行くことができない 1 年間ははじめてでした。オンライン化により会議やセミナーに参加できる機会が増えた一方で、フィールドワークや対面で先生方や後輩たちと対話したときに得られるものの大きさにあらためて気付きました。はやくみんなで海外調査へ出かけたいです。

黒岩千尋

1991 年生まれ / 2014 年早稲田大学創造理工学部建築学科卒 / 2016 年同大学院創造理工学研究科修了 / 2019 年同大学大学院博士後期課程単位取得退学 / 同年より同大学理工学術院総合研究所研究員 / 主な論文 : Khmer 地方拠点研究 ― āçrama と建築・図像変化における帝国の構造 ― /

★今回はミャンマーで行ってきた仏塔に関する調査成果をまとめました。厳密な分析まではできず、試論的内容になってしまい、大変恐縮です。今年は海外調査を行うことが叶わず、過去の渡航を思い出しながらの執筆となりました。思い返すと大変なことも多かったですが、不思議と恋しくなる魅力のある国です。

成井至

(略歴は第 60 号に記載)

お知らせ
Submission

○「史標」原稿募集規定

本誌への投稿を歓迎いたします。論文、報告、書評、人物紹介、随筆等、内容は自由。建築学以外の論考に関しても可。以下の連絡先までご連絡いただければ、フォーマットテンプレートをお送りいたします。原則として、偶数ページにおさめることとし、図版には典拠、キャプションを付加してください。また、執筆後期(210文字以内)、略歴(124文字以内)のご送付もお願いいたします。

○質疑・討論原稿募集規定

掲載原稿に対する質疑や、討論の申し込みも受け付けております。ページ数は自由で、その他の原稿の形式に関しては上記のものと同一で構いません。提出期限は随時。多数のご質問・ご批評をお待ちしております。

○お問い合わせ

〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1
早稲田大学西早稲田キャンパス 55N 号館 8階 10号室
建築史研究室内 O. D. A「史標」出版局
TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

「史標」第68号

2021年1月号(2021年1月25日発行)

編集: 岩井亮、杉本功太、種田駿

〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1
早稲田大学西早稲田キャンパス 55N 号館 8階 10号室
建築史研究室内 O. D. A「史標」出版局
TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

「史標」第 68 号 (2021 年 1 月号) O. D. A 「史標」出版局發行